

# 平成 27 年度特別監察報告書

平成 28 年 6 月

国土交通省大臣官房監察官室

## 目次

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 第 1 | はじめに                   | 1  |
| 第 2 | 監察事項等及び対象機関            | 3  |
| 第 3 | 対象機関ごとの担当監察官及び現地監察実施期間 | 4  |
| 第 4 | 監察結果                   | 5  |
| I.  | 報告（概要）                 | 5  |
| 1.  | 事務所等の取組状況              | 5  |
|     | （1）研修等コンプライアンス意識の高揚の取組 | 5  |
|     | （2）事業者・OBとの接触・対応       | 5  |
|     | （3）機密情報管理の徹底           | 6  |
|     | （4）応札・落札状況の分析          | 7  |
| 2.  | 本局の取組状況                | 7  |
|     | （1）入札監視委員会の運営状況        | 7  |
|     | （2）本局から事務所等への指導・助言状況等  | 8  |
| II. | 提示意見                   | 10 |
|     | （1）研修等コンプライアンス意識の高揚の取組 | 10 |
|     | （2）事業者・OBとの接触・対応       | 10 |
|     | （3）機密情報管理の徹底           | 10 |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| (4) 応札・落札状況の分析及び入札監視委員会の運営状況等   | 11 |
| Ⅲ. 推奨事例                         | 13 |
| (1) 研修等コンプライアンス意識の高揚の取組         | 13 |
| (2) 事業者・OBとの接触・対応               | 15 |
| (3) 機密情報管理の徹底                   | 17 |
| (4) 応札・落札状況の分析                  | 18 |
| (別添) 対象機関における監察の結果              | 19 |
| (参考) 高知県内における入札談合事案に関する調査報告書(抄) |    |

## 第1 はじめに

平成24年10月、高知県内の国土交通省の事務所における入札談合等関与行為に対する公正取引委員会からの改善措置要求とともに、省全体としての改善措置を求める要請を受けたことを踏まえ、国土交通省では、平成25年3月に「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（以下「調査報告書」という。）をとりまとめ、再発防止対策を講じた。

上記調査報告書では、再発防止対策の一つとして、「談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施する」ものとしている。

このため、平成25年度以降、地方整備局の事務所及び北海道開発局の開発建設部（以下「事務所等」という。）等を対象とし、入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、再発防止対策の実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うことを目的とした特別監察を実施している。

### （参考）

#### 「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」における再発防止対策（概要）

##### 1. コンプライアンス推進の強化

- (1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置
- (2) コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置
- (3) 違法性の認識に関する研修の徹底
  - ・ 研修において十分に認識させるべき内容（懲戒処分等）や、グループ討議方式等の手法の積極的な採用
  - ・ 国土交通大学校の研修との有機的な連携や、一人の職員が繰り返し倫理研修を受けるような体制の構築
- (4) 意識改革に向けた取組
  - ・ 事業者との接触ルールの明確化・徹底等を通じた抜本的な意識改革
  - ・ 事務所副所長室の可視化、大部屋化の実施やオープンな接客室の設置等
- (5) 不当な働きかけに対する報告の徹底
- (6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

##### 2. 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

- (1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し
  - ・ 予定価格作成時期の後倒し及び入札書と技術提案書の同時提出
  - ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
  - ・ 技術提案書における事業者名のマスクングの必要性の検証

- (2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用
- (3) 情報管理の徹底
  - ・ 機密情報に関する管理方法及び管理責任者の明確化・ルール化
  - ・ 機密情報を電子データとして保管する場合における情報管理の徹底
- 3. ペナルティの強化
  - (1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ
  - (2) 誓約書の提出者に対する措置の強化
- 4. 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証
  - (1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等
  - (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化
    - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
    - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の事業者別年間受注額・受注割合の公表
  - (3) 抜き打ち本省特別監察の実施
  - (4) 談合疑義案件に対する厳正な対応
- 5. 再就職の自粛要請
- 6. 再発防止対策の周知

## 第2 監察事項等及び対象機関

平成27年度監察基本計画に基づき、以下により監察を実施した。

### I. 監察事項等

#### 1. 監察事項

入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証

#### 2. 重点項目

平成27年度の特別監察は、事務所等に対しては、再発防止対策に係る事務所等の取組として、平成25・26年度に引き続き、特に以下の4項目に重点を置いて実施した。

- (1) 研修等コンプライアンス意識の高揚の取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応
- (3) 機密情報管理の徹底
- (4) 応札・落札状況の分析

また、地方整備局及び北海道開発局（以下「地方整備局等」という。）の本局（以下単に「本局」という。）に対しては、上記に関連する本局の取組として、特に以下の2項目に重点を置いて実施した。

- (1) 入札監視委員会の運営状況
- (2) 本局から事務所等への指導・助言状況等

### II. 対象機関

地方整備局等において抽出した事務所等及び本局

### 第3 対象機関ごとの担当監察官及び現地監察実施期間

| 対象機関                            | 担当監察官  | 実施期間                     |
|---------------------------------|--|--------------------------|
| 北陸地方整備局<br>松本砂防事務所              | 総括監察官 小滝 晃<br>監察官 榊原 佳広<br>監察官 笠置 泰平                             | 平成27年10月28日及び<br>10月29日  |
| 東北地方整備局<br>新庄河川事務所              | 総括監察官 小滝 晃<br>上席監察官 宮崎 正徳<br>監察官 榊原 佳広<br>監察官 笠置 泰平              | 平成27年12月2日及び<br>12月3日    |
| 北海道開発局<br>小樽開発建設部               | 総括監察官 小滝 晃<br>上席監察官 宮崎 正徳<br>監察官 笠置 泰平<br>監察官 山田 博継              | 平成27年12月10日及び<br>12月11日  |
| 関東地方整備局<br>高崎河川国道事務所            | 総括監察官 小滝 晃<br>上席監察官 宮崎 正徳<br>監察官 笠置 泰平<br>監察官 鈴木 啓介<br>監察官 堀崎 真一 | 平成28年 1月14日及び<br>1月15日   |
| 中部地方整備局<br>沼津河川国道事務所<br>清水港湾事務所 | 総括監察官 小滝 晃<br>上席監察官 宮崎 正徳<br>監察官 堀崎 真一<br>監察官 笠置 泰平<br>監察官 石井 一博 | 平成28年 1月27日から<br>1月29日まで |
| 近畿地方整備局<br>紀南河川国道事務所            | 総括監察官 小滝 晃<br>上席監察官 宮崎 正徳<br>監察官 堀崎 真一<br>監察官 笠置 泰平              | 平成28年 2月 9日及び<br>2月10日   |
| 中国地方整備局<br>浜田河川国道事務所            | 総括監察官 小滝 晃<br>監察官 山田 博継<br>監察官 鈴木 啓介<br>監察官 笠置 泰平                | 平成28年 2月24日から<br>2月26日まで |

## 第4 監察結果

### I. 報告（概要）

対象機関における監察の結果（別添）の概要は、以下のとおりである。

#### 1. 事務所等の取組状況

##### （1）研修等コンプライアンス意識の高揚の取組

- ① 調査報告書における主な再発防止対策
  - 違法性の認識に関する研修の内容について、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させるものとする。
  - 上記研修の手法について、グループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる。
  - 一人の職員が繰り返し倫理研修を受けるような体制を作る。

##### ② 事務所等の取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、違法性の認識に関する研修の内容は上記各事項を十分に認識させるものとなっており、その手法についても、特にグループ討議方式及びeラーニングによるポイント学習方式の活用が積極的に採り入れられていた。

また、全ての事務所等において、研修等の内容の創意工夫を凝らすなどして研修等のマンネリ化対策が講じられていたが、それでも、一部の職員からは「同じようなメニューになりがちである。」などの意見があるとのことであった。

##### （2）事業者・OBとの接触・対応

- ① 調査報告書における主な再発防止対策
  - 意識改革に向けた取組
    - ・ 事業者との接触ルールを明確化・徹底する。
    - ・ 事務所副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、事業者との対応は、執務室の外にオープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにする。
  - 不当な働きかけに対する報告の徹底
    - ・ 入札契約に関する業務について事業者等から不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び本局の局長への報告を



義務付ける。

## ② 事務所等の取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、事業者等との接触ルールが発注者綱紀保持規程などによって明確化され、事業者等とのオープンな場所で複数の職員による対応に向けた取組が進められていた。

また、全ての事務所等において、地方整備局の事務所副所長及び北海道開発局の開発建設部次長（以下「副所長等」という。）室の可視化・大部屋化等が実施されていたが、副所長等室の相部屋化を実施する際に、職員からの相談対応等を理由として、他の副所長等から入室者が視認できないようにするなど一部改善すべき取組が見られた。

さらに、全ての事務所等において、不当な働きかけに対する対応が発注者綱紀保持規程によって義務付けられていた。なお、実際に不当な働きかけを受けたという事案はなかった。

## （３）機密情報管理の徹底

### ① 調査報告書における主な再発防止対策

- 予定価格の作成を入札書の提出後に行う。
- 入札書と技術提案書を同時に提出させる。
- 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保する。
- 技術提案書における事業者名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証する。
- 機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行う。
- 機密情報を電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなどする。

### ② 事務所等の取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術資料の同時提出、及び積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保が行われていた。

また、全ての事務所等において、技術資料における事業者名のマスキングが徹底されていたが、一部の事務所等においては、職員の負担軽減を図る観点から不要とされているマスキングについても、事務処理上の混乱を避けることを目的として実施していた。

さらに、全ての事務所等において、予定価格、調査基準価格などの機密情報に関する管理方法及び管理責任者について発注者綱紀保持規程などによって明確化・ルール化されるとともに、機密情報を電子データとして保管する場合には、当該データの保存先フォルダにアクセス制限を設定するなど技術的セキュリティの強化が図られていた。

加えて、調査報告書における再発防止対策に係る取組ではないが、全ての事務所等において、発注者支援業務の委託先における情報流出対策を進めていた。具体的には、一部の事務所等においては、特記仕様書等に行政情報の管理体制に関する方策について具体的に記載するとともに当該情報流出対策の履行確認を徹底したり、積算技術業務及び技術審査業務の両業務を同一の会社が受注した場合であっても、業務実施場所の分離、業務実施室の施錠や管理技術者・担当技術者以外の立入禁止等について業務計画書等に記載させるなど、結果的に同一の技術者が両業務を兼務する状態が未然に回避されるような取組を行っていた。

#### (4) 応札・落札状況の分析

##### ① 調査報告書における主な再発防止対策

- 事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど透明化・情報公開を強化する。
  - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
  - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の事業者別年間受注額・受注割合の公表

##### ② 事務所等の取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、一般土木工事又は港湾土木工事につき、月次入札状況、入札結果データ、事務所ごとの平均落札率、事業者ごとの当初契約額・受注割合等のデータがホームページ上に公開され、順次更新されていた。

なお、調査報告書における再発防止対策に係る取組ではないが、全ての事務所等において、それぞれ、当該事務所等における一般土木工事又は港湾土木工事の応札・落札状況を把握しており、その傾向を分析していた。また、全ての事務所等において、「談合情報対応マニュアル」等に沿った対応をしていた。

## 2. 本局の取組状況

### (1) 入札監視委員会の運営状況

#### ① 入札監視委員会の運営に関する主な通知内容

調査報告書における再発防止対策ではないが、入札・契約手続の適正化を図るため、地方整備局における入札監視委員会の運営等について、主として以下の通知がなされている。

- ・「入札監視委員会の設置及び運営について」(平成13年3月30日国官会第1431号、国官地第27号)

- ・「入札監視委員会の運用上の留意点について」（平成13年3月30日国官地第30号、国官技第81号、国営計第67号）
- ・「談合情報対応マニュアル等の改正について」（平成22年9月30日国地契第31号）

そして、以上の各通知においては、主として以下のとおり定められている。

- 委員の委嘱期間は概ね5年以内とすることが望ましい。
- 定例会議において審議の対象となる事案の抽出は、委員により事前は無作為の方法で行う。
- 委員による審議は、抽出事案に係る競争参加資格の設定等が適切に行われているかどうかを中心に行われるよう留意する。
- 公正入札調査委員会事務局は、「入札談合に関する情報」及び「入札談合に関する疑義事実」の内容等について、入札監視委員会の定例会議へ報告する。

## ② 本局の取組状況

監察の結果、全ての本局において、入札監視委員会の委員の委嘱期間が概ね5年以内となっていたが、後任の委員が見つからないという理由で、委嘱期間が長期にわたっている例があった。

また、全ての本局において、入札監視委員会の定例会議における審議の対象となる事案が委員による事前の無作為の方法によって抽出されていた。

さらに、全ての本局において、入札監視委員会の定例会議で、審議の対象となる事案に係る競争参加資格の設定等が適切に行われているかどうかという点が審議され、管内における「入札談合に関する情報」及び「入札談合に関する疑義事実」の各内容等が全件報告されるとともに、審議の中で委員の指摘等を受けた場合には改善等を行うなどの対応がなされていた。

## （2）本局から事務所等への指導・助言状況等

### ① 調査報告書における主な再発防止対策

- コンプライアンス推進本部は、事務所所長が行うコンプライアンスの推進状況の報告を受け、再発防止対策等の取組について検証・指導・改善を行う。

### ② 本局の取組状況

監察の結果、全ての本局において、事務所等におけるコンプライアンスの推進状況について報告を受け、再発防止対策等の取組について検証・指導・改善を行っていた。特に一部の本局においては、コンプライアンス研修用DVD（本省作成）を活用したり、管内において過去に生じた不祥事案に関して職員へ情報共有したりするなどして、

事務所等におけるコンプライアンス意識の醸成を図るよう指導していた。

なお、調査報告書における再発防止対策に係る取組ではないが、一部の本局においては、事務所等ごとの応札・落札状況を分析した上で、契約における競争性の確保や発注者綱紀の一層の保持に努めるよう指導・助言していた。また、一部の本局においては、発注者支援業務の委託先における情報管理の徹底や積算補助業務と技術審査業務とを同一の会社が受注した場合における両業務の分離体制の確保の必要性を今後の課題であると認識した上で、共通仕様書で委託先に守秘義務を負わせるなど対策を行っていた。

## Ⅱ. 提示意見

対象機関における監察の結果、必要と認める事項について提示する意見は、以下のとおりである。

### (1) 研修等コンプライアンス意識の高揚の取組

事務所等においては、今後とも、違法性の認識に関する研修の徹底の観点から、実際に起きた具体的な事例に即して研修等を行うとともに、特に当該地方整備局等管内において過去に生じた不祥事案（地方公共団体発注の工事を含む。）に関し、職員への情報共有を行うべきである。

また、事務所等においては、今後とも、コンプライアンス研修用DVD「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス～入札談合等関与行為をなくすために～」(本省作成、平成26年3月)について、人事異動の機会など折に触れて視聴すること等により、醸成されたコンプライアンス意識が年月の経過とともに希薄にならないよう繰り返し研修等を実施すべきである。

さらに、本局においては、今後とも、研修等のマンネリ化防止の観点から、事務所等に対して、研修の新たな題材提供をするなど必要な指導・助言をすべきである。

### (2) 事業者・OBとの接触・対応

事務所等においては、今後とも、発注担当職員は、事業者等との応接に当たって、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するとともに、これによることができない場合は事前に所属長等の承諾を得るなど、発注者綱紀保持規程に定められた事業者等との応接方法の徹底を図るべきである。

副所長等室の可視化・大部屋化等が実施されていない事務所等においては、早急に実施するとともに、本局においては、実施状況を把握し、実施に向けた指導・助言を行うべきである。なお、事務所等においては、副所長等室の相部屋化の実施に当たって、職員からの相談対応等を理由として、他の副所長等から入室者が視認できないようにするべきではなく、胸の高さ以下のパーテーションを用いるなど入室者が視認できる環境を確保したり、別室にて相談に応じたりする等の対応をすべきである。

### (3) 機密情報管理の徹底

#### ① 予定価格作成時期の後倒し等の徹底

事務所等においては、今後とも、予定価格作成時期の後倒し及び入札書と技術提案書の同時提出、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保、並びに機密情報を電子データとして保管する場合におけるアクセス制限等技術的セキュリティの強化を図り、情報漏洩の防止に取り組むべきである。

## ② マスキングの徹底

事務所等においては、事業者名のマスキングについて、引き続き徹底する必要がある。ただし、職員の負担軽減を図る観点から、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成26年2月6日付国地契第61号地方課長外）の「記4 マスキングの徹底（2）」において、同時提出方式対象工事の競争参加者から提出された技術資料、施工計画については、原則マスキングは不要とされているので、適宜そうした事務処理方法の活用により職員の過度な事務負担とならないよう留意しながら、必要な資料についてのマスキングに遺漏なきよう努めることが望ましい。

## ③ 発注者支援業務の委託先における情報管理の徹底

発注者支援業務について、積算技術業務、技術審査業務を民間委託している事務所等においては、発注者支援業務共通仕様書の主旨に鑑み、特記仕様書及び業務計画書に、⑦貸与資料の保管方法、①電子情報セキュリティ対策、⑦執務室のセキュリティ対策、⑤作成資料の扱い・受渡しの方法、④関係者以外への情報流出の防止対策等、行政情報の管理体制に関する方策について、具体的に記載をするよう努めるとともに、その取組が確実に履行されていることの確認を徹底すべきである。

また、積算技術業務、技術審査業務を民間委託している事務所等において、この両業務を同一の会社が受注しているケースが散見される。事務所等においては、こうした場合も想定し、共通仕様書に記載されている委託先の守秘義務の周知徹底、社員等に対する情報流出防止対策の徹底等を図る必要がある。さらに、上記①の考え方に照らすと、同一の会社が両業務を受注した場合であっても、同一人物が両方の業務の事務に同時に関与しないようにすることが望ましいと考えられるが、業務実施場所の分離、業務実施室の施錠や管理技術者・担当技術者以外の立入禁止及び情報システムのパスワード管理等について業務計画書等に記載させること等を通じて、結果的に管理技術者、担当技術者が両業務を兼務する状態が未然に回避されることが望ましい。

## （４） 応札・落札状況の分析及び入札監視委員会の運営状況等

### ① 応札・落札状況の分析結果に基づく契約における競争性確保や発注者綱紀保持

高知県内における入札談合事案では、一般土木工事C等級に係る年平均落札率につ

いて95%を超える年が複数年継続していた。こうしたことを踏まえ、本局は、管内事務所等の応札・落札状況を平素から継続的に分析することが望ましい。さらに、本局は、その分析の結果、事務所等において、一般土木工事C等級及び港湾土木工事B等級について、㊦年平均落札率が高止まりしている、㊧落札率が上昇している、㊨「談合情報」又は「談合疑義事実」がある、などの傾向がみられる場合には、当該事務所等に対して、契約における競争性の確保や発注者綱紀の一層の保持に努めるよう、適宜、必要な指導・助言を行うことが望ましい。

他方で、事務所等においても、応札・落札状況を平素から継続的に分析し、その結果、上記と同様の傾向がみられる場合には、等級区分や地域要件の拡大・施工実績要件の緩和など契約における競争性の確保のために必要な措置を講じるとともに、発注者綱紀の一層の保持に努めるべきである。

## ② 入札監視委員会における審議の充実

地方整備局の本局及び開発建設部は、高知県内における入札談合事案では一般土木工事C等級に係る年平均落札率について95%を超える年が複数年継続していたことなどを踏まえ、一般土木工事C等級及び港湾土木工事B等級について、管内事務所等ごとの年平均落札率の推移等の情報を活用するなど、今後とも、入札監視委員会の審議の充実を図られたい。

### Ⅲ. 推奨事例

対象機関における監察の結果、特に推奨する事例は、以下のとおりである。

#### (1) 研修等コンプライアンス意識の高揚の取組

##### ○過去の不祥事案に関する情報共有（北海道開発局小樽開発建設部）

小樽開発建設部では、北海道開発局においてコンプライアンスの取組の原点となった不祥事やコンプライアンスの取組の必要性等について講習を行い、意識の弛緩や取組の原点を風化させることのないよう、繰り返し職員の意識を高める取組を継続していた。

##### ○コンプライアンス推進における部下職員の意識改革（北海道開発局小樽開発建設部、中部地方整備局沼津河川国道事務所・清水港湾事務所）

小樽開発建設部では、課長補佐・上席専門官等を、課長等管理者と部下職員の意思疎通の橋渡しの立場として位置付け、風通しの良い職場づくりを進めており、コンプライアンス推進についても次長（総務担当）が上席専門官等とコンプライアンスの各種取組に係る意見交換を行うことにより、実効性のある職員の意識改革に努めていた。

沼津河川国道事務所及び清水港湾事務所では、コンプライアンス・ミーティングの実施に当たって、本局の指示により、指導者的立場である管理職員が参加せず、部下職員のみによるミーティングを実施していた。これにより、部下職員が高い当事者意識をもって、事前の理解や進め方の工夫を行うとともに、活発な意見交換等が行われるよう努めていた。

##### ○「関東地方整備局コンプライアンス週間」（関東地方整備局）

関東地方整備局では、平成27年度から新たに職員のコンプライアンス意識を更に高めるための取組として、11月12日（木）～11月18日（水）までの1週間を「関東地方整備局コンプライアンス週間」と定め、パソコン上における局長によるコンプライアンス遵守メッセージの表示、外部講師による講習会（外部講師の許可を得て局内テレビを通じて定期的に配信）、コンプライアンス研修用DVDの映像配信（局内テレビを通じて配信）などの取組を実施していた。

##### ○スマホ版コンプライアンス等携帯シート（近畿地方整備局）

近畿地方整備局管内の事務所においては、独自にコンプライアンス情報を収集・整理し、所内の会議や掲示板での情報提供を行っていた（事務所版コンプラ情報）。



また、同事務所では、発注者綱紀保持規程や国家公務員倫理規程の解説などコンプライアンスに係る規定等をまとめた資料を作成するとともに、職員が必要に応じて、スマートフォンで参照できるよう工夫していた（スマホ版コンプライアンス等携帯シート）。

さらに、近畿地方整備局では、一般監査で事務所の工夫や取組を推奨事例として他の事務所に紹介をしており、平成27年度の監査においてこれらの事例を管内の他の事務所等に紹介していた。

|   |
|---|
| <p>コンプラ情報 NO.1 H26.4</p> <p>○工事終わっていないのに460万円支払う</p> <p>発注した水道施設の改修工事が終わっていないのに、業者側に代金を支払うなどの不適切な事務処理を行ったとして、神戸市水道局は3月28日、上々京浄水場（兵庫県西宮市）や同局直統括に勤務する課長級と係長級の男性職員3人を減給処分（平均賞金の1日分の半額）、課長級の男性職員1人を戒告処分としたと発表した。処分は同日付。</p> <p>同所によると、4人は昨年2月に業者に委託した同浄水場のポンプの操作盤のシステム改修工事で現場監督や完成検査などを担当。契約した約3か月の工期にプログラムの変更が追加されたため、工期が延長された。業者は減給処分と認定し、業者に賠償代金約460万円を支払うなどしたという。</p> <p>○架空事業詐欺で職員逮捕…京都市役所を捜索</p> <p>「京都市が新たな事業に乗り出す」と偽り、業者から金をだまし取ったとして、京都市の職員が逮捕された。警察は4月12日に京都市役所を捜索した。</p> <p>京都市役所の捜索は午前10時に始まり、捜査員4人が庁舎に入り、京都市保健医療課の職員は、「京都市がウォーキング事業を実施する」と嘘をつき、印刷会社から1100万円をだまし取った詐欺の疑いで10日に逮捕された。職員は「市に詐欺罪を認め、ウォーキングを假して報酬増産を図る」などと、他の自治体で実施された事業の資料を示して信用させていた。職員には数千円分の現金があり、「FX取引で一発逆転を狙った」と容疑を認めている。</p> <p>○海保、職員67人を処分 不適切な会計処理で</p> <p>海上保安庁は1日、送迎船の整備を送り、乗客契約を結ぶなどの手口で、2007年度から17年度の6年間に1056件、総額14億1300万円の不適切な会計処理をしたとして、同庁と全11の管区海上保安本部の職員67人を処分したと発表した。</p> <p>会計検査院の指摘で昨年発覚し、内部調査してきた。私的流用などは確認されていない。</p> <p>契約時には仕様の作成や見積書の確認などが必要だが、「整備作業を急ぎ、面倒な会計手続きを怠るが常態化していた」（同庁）という。</p> <p>事業ケースでは、承認済みの見積書など業者への支払いについて、別の業者に架空契約で上乗せした代金から間接的に支払うよう依頼し、つじつまを合わせていた。同庁は業者との関係が疑われないとして、この手口に限定した44～61歳の男性職員8人を戒告の懲戒処分とした。このほか10人を訓告、49人を厳重注意とした。海保は会計法令の研修を徹底するなどして再発防止を図っている。</p> <p>○京都市の人事情報がネットで流出</p> <p>京都市情報化推進室の40代の男性職員が市の人事評価などの内部資料を、市の内網に誤って自宅のパソコンにメールで送って送信し、インターネットの掲示板に情報が公開されたことが9日わかった。市は「今のところ、悪用された形跡や市民に漏れる情報漏洩（ろうえい）はない」としているが、原因を調査している。</p> <p>公開されたのは京都市職員の人事評価や労働組合との交渉記録など、インターネットの掲示板「おーぶらちゃんねる」に3月24日以降、次々と書き込まれた。市は4月6日昼ごろに匿名の通報があり事態を把握。職員から事実関係を聞いたところ、「メールで送信するためだった」と認めているという。</p> <p>市によると、職員は、住民基本台帳や国民健康保険、税情報などのデータ管理を担う情報化推進室の所属。市では業務上のデータを持ち出すことを内規で禁じているが、職員は業務用のパソコンのデータをメールで送信して、自宅パソコンで保存していた。このデータが何らかの理由で第三者から閲覧できる状態になったとみられる。</p> |
|---|

事務所版コンプラ情報

|  |             |               |
|--|-------------|---------------|
| <p>コンプライアンス等<br/>携帯シート(統合版)</p> <p>平成26年4月作成<br/>近畿地方整備局</p> |             | <p>【不適当表】</p> |
| いこと……………P 1  | 別を確立する。     |               |
| いこと……………P 7  |             |               |
| ロ……………P 13   |             |               |
| ……………P 14  |             |               |
| い職場にするためにP 16  | は、警察に相談し、対  |               |
| ……………P 18  | 相を決めておく、    |               |
| ……………P 19  | が応対する。      |               |
| ……………P 25  | を伺います。」     |               |
|  | かかない。       |               |
|  | ばなりません。間違いま |               |
|  | す。」         |               |
|  | かせるような発言(検  |               |
|  | 査)を         |               |
|  | 重要。         |               |

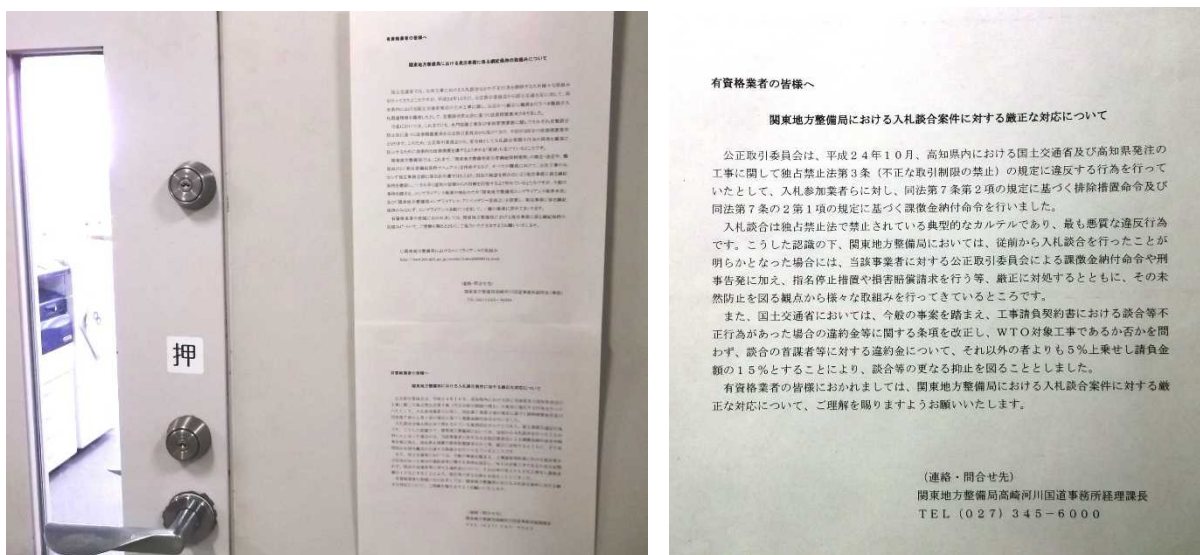
スマートフォン用に加工した  
コンプライアンス等携帯シート

## (2) 事業者・OBとの接触・対応

### ○事業者等との応接方法に係る周知（関東地方整備局高崎河川国道事務所）

高崎河川国道事務所では、各執務室入口ドア付近に、「関東地方整備局における発注事務に係る綱紀保持の取組みについて」及び「関東地方整備局における入札談合案件に対する厳正な対応について」を掲示し、玄関ロビーに設置されたオープンスペースでの対応等を徹底していた。

また、入札閲覧コーナーに、国家公務員倫理審査会事務局が作成した「国民の皆様への8つの疑問にお答えしますー国家公務員倫理法、倫理規程についてー」を掲示し、事業者等への周知を図っていた。



各執務室入口ドアの掲示



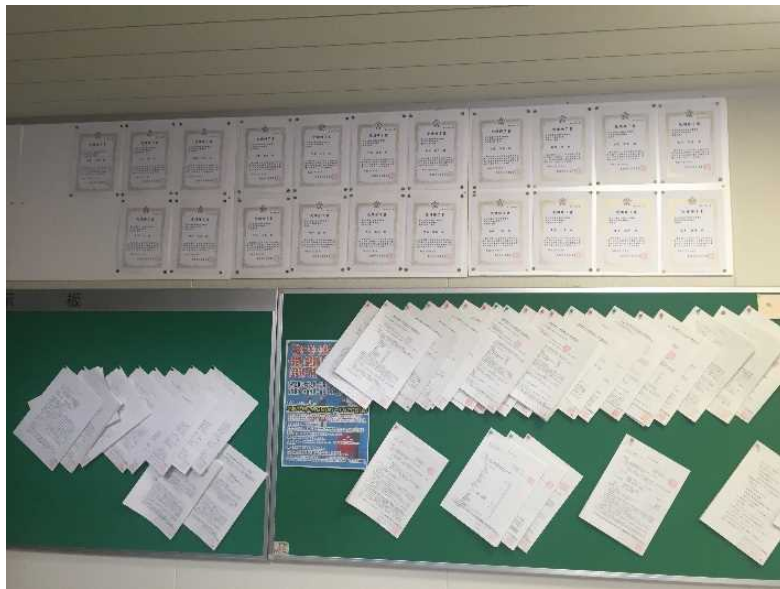
玄関ロビーに設置されたオープンな打ち合わせスペース



入札閲覧コーナーの「国民の皆様への8つの疑問にお答えします」の掲示

○事業者対応に係る講習修了証の掲示（中国地方整備局浜田河川国道事務所）

浜田河川国道事務所では、暴力団の不当な要求への対応方法を習得することを目的として県公安委員会が実施する「不当要求防止責任者講習」について、職員の受講を推進するとともに、修了証を1階ロビーに掲示し、事業者等への周知を図っていた。



1階ロビーに掲示された講習修了証

### (3) 機密情報管理の徹底

#### ○発注者支援業務の実施場所の分離（関東地方整備局）

関東地方整備局の発注者支援業務では、全ての事務所において、積算技術業務については委託先の社内で作業させる方式、技術審査業務については庁舎内の独立した場所で作業させる方式を採用し、両業務の実施場所を離すことで、結果的に、分離体制の確保を図っており、同一の会社が受注した場合であっても、同一人物が両者の情報を知る可能性を排除していた。

#### ○受注会社内における情報管理体制の職員による現地確認（中部地方整備局沼津河川国道事務所）

沼津河川国道事務所の発注者支援業務では、積算補助業務と技術審査業務を同一の会社が受注し、共に同社社屋の専用執務室で作業させていたが、両業務の各々の執務室は離れた場所にある別々の建物内としていた。また業務計画書に詳細且つ具体的に記載された行政情報管理体制の実施状況を確認するに当たっては、委託先からの報告書や写真確認のみでなく、担当職員が委託先の執務室に赴いて確認することにより、履行確認を徹底していた。



#### (4) 応札・落札状況の分析

##### ○地方整備局における応札・落札状況の分析（近畿地方整備局）

近畿地方整備局では、契約課が、四半期ごとに、一般土木工事C等級（直近5年度分）について、①事務所別平均落札率の推移をまとめた折れ線グラフ、②事務所別に平均落札率、平均入札者数及び工事件数をまとめた一覧表等を作成し、年1回、その内容をコンプライアンス推進本部へ報告していた。



①事務所別平均落札率の推移をまとめた折れ線グラフ

事務所別平均落札率等（一般土木C等級） (表1)

| 事務所        | 2019年度 |      |      | 2020年度 |      |      | 2021年度 |      |      | 2022年度 |      |      | 2023年度(第1四半期) |      |      |
|------------|--------|------|------|--------|------|------|--------|------|------|--------|------|------|---------------|------|------|
|            | 落札率    | 入札者数 | 工事件数 | 落札率    | 入札者数 | 工事件数 | 落札率    | 入札者数 | 工事件数 | 落札率    | 入札者数 | 工事件数 | 落札率           | 入札者数 | 工事件数 |
| 福井川河川工事事務所 | 87.7   | 0.1  | 38   | 88.1   | 7.2  | 27   | 90.0   | 6.4  | 20   | 82.0   | 5.1  | 32   | 82.2          | 5.4  | 11   |
| 茨城川ダム工事事務所 |        |      |      |        |      |      |        |      |      | 84.8   | 7.0  | 2    | 81.1          | 7.5  | 4    |
| 磐梯湖河川事務所   | 87.7   | 5.0  | 5    | 88.2   | 5.8  | 11   | 81.6   | 3.2  | 8    | 80.1   | 4.7  | 3    |               |      |      |
| 大井川ダム工事事務所 |        |      |      | 89.3   | 4.0  | 4    | 82.7   | 4.0  | 1    | 86.1   | 2.2  | 3    | 88.5          | 4.5  | 2    |
| 信濃川河川事務所   | 88.7   | 5.3  | 12   | 88.2   | 6.1  | 12   | 88.2   | 5.0  | 21   | 86.1   | 4.2  | 19   | 88.5          | 8.0  | 1    |
| 福知山川河川事務所  | 88.0   | 7.8  | 20   | 88.5   | 8.7  | 48   | 88.3   | 5.1  | 40   | 87.7   | 7.2  | 22   | 88.8          | 17.0 | 1    |
| 常陸川河川事務所   | 87.1   | 6.8  | 10   | 88.0   | 3.2  | 6    | 82.2   | 3.1  | 12   | 80.7   | 5.8  | 12   |               |      |      |
| 淀川河川事務所    | 88.3   | 12.9 | 27   | 87.9   | 5.8  | 17   | 81.8   | 4.7  | 44   | 88.6   | 7.4  | 23   | 89.2          | 17.0 | 1    |
| 標名川河川事務所   | 88.8   | 6.7  | 3    | 87.9   | 6.0  | 7    | 88.7   | 8.2  | 8    | 88.4   | 6.5  | 2    |               |      |      |
| 大井川河川事務所   | 88.4   | 8.2  | 9    | 88.8   | 7.8  | 8    | 90.5   | 4.1  | 15   | 81.2   | 8.0  | 11   |               |      |      |
| 大洲川河川事務所   | 88.5   | 10.3 | 3    | 85.4   | 2.0  | 2    | 88.6   | 4.7  | 3    | 84.3   | 3.0  | 1    |               |      |      |
| 信濃川河川事務所   | 87.0   | 10.2 | 8    | 88.8   | 5.8  | 11   | 83.0   | 3.4  | 17   | 84.2   | 2.2  | 10   |               |      |      |
| 福知山川河川事務所  | 88.1   | 8.8  | 17   | 88.8   | 5.8  | 13   | 88.5   | 6.0  | 28   | 87.8   | 7.8  | 21   | 88.8          | 8.0  | 8    |
| 常陸川河川事務所   | 87.4   | 5.8  | 27   | 88.8   | 5.5  | 21   | 88.8   | 5.2  | 21   | 88.7   | 8.0  | 24   | 88.2          | 5.8  | 2    |
| 大井川河川事務所   | 88.8   | 5.1  | 10   | 88.9   | 7.5  | 6    | 82.6   | 1.1  | 6    | 82.0   | 2.4  | 1    |               |      |      |
| 信濃川河川事務所   | 87.4   | 6.3  | 10   | 88.6   | 5.4  | 7    | 88.6   | 6.1  | 22   | 84.8   | 5.0  | 6    |               |      |      |
| 磐梯湖河川事務所   | 88.2   | 7.3  | 21   | 88.7   | 5.5  | 11   | 82.2   | 5.3  | 13   | 88.6   | 4.4  | 7    | 88.0          | 4.5  | 2    |
| 新井川河川事務所   | 87.2   | 4.1  | 10   | 82.2   | 1.0  | 2    | 84.0   | 2.8  | 10   | 83.4   | 3.1  | 12   | 88.3          | 2.5  | 2    |
| 福知山川河川事務所  | 87.3   | 2.3  | 32   | 88.7   | 1.8  | 42   | 88.6   | 2.0  | 10   | 85.3   | 2.2  | 21   | 84.7          | 4.4  | 8    |
| 福知山川河川事務所  | 88.8   | 4.1  | 30   | 87.7   | 1.8  | 39   | 87.1   | 1.8  | 42   | 85.6   | 1.7  | 14   |               |      |      |
| 手取川上流河川事務所 | 88.1   | 8.0  | 3    | 87.3   | 4.0  | 4    | 88.2   | 4.0  | 5    | 87.8   | 2.8  | 9    | 88.8          | 8.0  | 1    |
| 信濃川河川事務所   | 88.2   | 8.0  | 1    | 88.8   | 10.0 | 1    |        |      |      |        |      |      |               |      |      |
| 信濃川河川事務所   | 88.2   | 6.3  | 3    | 87.8   | 3.7  | 3    | 88.3   | 5.0  | 3    | 82.7   | 8.0  | 2    |               |      |      |
| 近畿地方整備局平均  | 88.2   | 7.0  | 231  | 88.9   | 4.6  | 388  | 82.1   | 4.2  | 436  | 82.5   | 5.1  | 288  | 81.7          | 8.2  | 21   |

②事務所別に平均落札率、平均入札者数及び工事件数をまとめた一覧表

## (別添) 対象機関における監察の結果

### 1. 事務所等の取組状況

#### (1) 研修等コンプライアンス意識の高揚の取組

##### (北海道開発局小樽開発建設部)

- ・ 開発建設部におけるコンプライアンス意識の高揚について、開発建設部長は、「北海道開発局コンプライアンス推進計画は、『法令遵守から社会的使命の達成へ』と力点がシフトしている。この社会的使命の達成のためには、小樽開発建設部は、どんな仕事【内容】をしていて、それを何のために【目的】行っているのかということ、組織全体で共有し、職員一人ひとりが自覚するということが大切である。  
また、職員がいろいろな場面で地域（自治体等）からの声に直接触れる機会を広げ、感謝や期待を組織でしっかり受け止め、共有することが、ますます必要である。  
そのためには、職員同士が日頃から情報共有と意思疎通を行い、様々な形でコミュニケーションを図ることが基本であると考えている。小樽開発建設部職員として何ができるかを意識しながら、風通しの良い職場環境づくりが大切ということ、心掛けて取り組んでいる。」とのことであった。
- ・ 小樽開発建設部は、入札談合等関与行為防止法の認識を高める取組として、次により、「コンプライアンス講習」をはじめとした、コンプライアンスに関する職員教育の機会を設けているとのことであった。

##### [コンプライアンス講習]

本局では、服務・倫理・発注者綱紀保持に関する法令知識を付与するため、管理者層を対象としたコンプライアンス講習に関する説明会を年1回開催している。本局において10月に開催された上記の説明会には、次長（総務）、総務課長及び事務所副所長又は総務課長等が参加し、小樽開発建設部においては、説明会の受講者が講師となり課所長（本部課室長及び事務所・事業所長）に説明し、課所長が「職場内ミーティング」の場を活用するなどして部下職員に講習を行っている。

さらに、講習後eラーニング（①服務、②倫理、③発注者綱紀保持）を実施し、正答率の低かった問題と解説を職場にフィードバックし理解度を高める工夫をしているとのことであった。

##### [その他]

小樽開発建設部では、コンプライアンス通信、コンプライアンス携帯カード、コンプライアンス・ハンドブック等を活用した「職場内ミーティング」を平成26年度においては延べ379回、延べ人数4000人の職員が参加して実施し

ている。なお、「職場内ミーティング」でコンプライアンス関係が取り上げられた割合は65%である。さらに、服務・倫理・発注者綱紀保持に関するeラーニングを本局の指導の下で実施している。

- 当該講習の内容は、職員に入札談合事案の具体的事例を示し、入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させるものになっていた。
- 平成27年度北海道開発局コンプライアンス推進計画に掲げられた「課長補佐及び上席専門官等の役割」について、次長（総務）が上席専門官等を集め、上司と部下の橋渡しになってもらうとの意識改革を図っていた。
- 本局による研修等のアンケートでは、ほぼ全ての職員が、職務内外を問わず、「法令遵守に対する意識が身についていると思う」と回答し、92%の職員が「法令遵守が実践される組織風土になっていると思う」と回答しており、これまで6年間の取組により、法令遵守に対する意識は大きく向上し、組織風土に根付いていることが伺われる。
- 小樽開発建設部の講習については、本局が作成している資料を教材とし、「職場内ミーティング」の場を利用するなどして実施しており、業務への支障は特段生じていないとのことであった。

#### （東北地方整備局新庄河川事務所）

- 事務所長は、「コンプライアンスについては、職員一人ひとりに対する意識付けと、過去の事案を風化させないようにする取組が必要と認識している。コンプライアンス違反は国民に対する『信用失墜行為』であるとの認識のもと、コンプライアンスを向上させ国交省としての使命を果たすべく、幹部朝会などの場で、コンプライアンス違反をした場合の影響（四国地整の高知事案や新聞等で報道される不正事案）などについて繰り返し周知している。なお、日頃から職員に対しコンプライアンスの徹底について、さまざまな機会を通じて注意喚起と啓発に努めていることはもちろん、意思疎通が速やかに行えるよう『報・連・相』や情報共有の徹底、風通しの良い職場環境づくりに努めている。また、発注者としての透明性、公平かつ公正な技術評価や競争参加資格審査を行うとともに、競争性が確保できるよう業者の競争参加状況等から必要に応じて参加要件を見直すなど、競争性・透明性の確保を図っている。」とのことであった。
- 新庄河川事務所は、コンプライアンス・ミーティングを年3回（全職員2回、幹部1回。各回1時間程度）、事務所における綱紀肅正対策委員会（幹部クラス）を年2回、事務係長会議を年2回、幹部朝会を週1回というという頻度で行っている。その取組を通じて、職員に対し、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠

償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させていた。

- またその取組に際しては、例えば、経理課長がコンプライアンスインストラクターに任命されたことに伴い、同課長が各出張所のコンプライアンス・ミーティングに出席して解説を詳細に説明するなどの指導・アドバイスをしているほか、事務係長会議においても設問を設けグループ討議を行うなど、各自が考える力を養えるようテーマ事例をめぐる工夫をしているとのことであった。
- さらに、研修等のマンネリ化については、創意工夫をしているものの、同じ内容であったとしても繰り返して継続することが大切だと考えているとのことであった。
- 新庄河川事務所における研修等では、職員から、「コンプライアンス・ミーティングのテーマのような事例が、いつ起きるかわからないため、発注事務に関するコンプライアンス・マニュアルの内容をよく把握し、常日頃から適切な対応が取れるようにすることが必要である。」という意見があったとのことであった。

#### (関東地方整備局高崎河川国道事務所)

- 事務所長は、コンプライアンスについては、職員一人ひとりに対する意識付けが大切であり、そのために必要となる研修等を継続的に実施していく事が重要であると考え、本局等が主催する研修のほか、事務所では、「平成27年度高崎河川国道事務所コンプライアンス推進計画」に則り、外部講師によるコンプライアンス講習会やコンプライアンス・ミーティングを定期的開催しているとのことであった。また、組織のトップである所長自身が率先して意識改革に取り組むとともに、職員には、公務員として見られているという意識を持つことがコンプライアンスの最も基本的な意識であるということを幹部会等の場を通じて伝えているとのことであった。

これらの取組を継続的に推進していくに当たり、職員の「やらされ感」や「マンネリ感」を防ぐための工夫として、コンプライアンスのみならず、他の目的と組み合わせることも効果的な手法と考え、自分が今まで経験していない業務を体験してもらうなど取り組んでいた。

また、職場環境の整備という面では、不祥事の発生・拡大の抑制効果のみならず通常業務における一般的な危機対処能力の向上につながるものとして、普段より事務所長自身が職員とのコミュニケーションを大切に、毎朝設けている決裁タイム等を活用した職員の変化に対する「早期の気付き」や、風通しをよくする環境づくり（上司（・先輩）が部下（・後輩）からの相談を、より受けやすくする環境づくりなど）に取り組んでいた。

また、コンプライアンスの取組を進めることによって、職員が職務に対する意識を萎縮させないように、職員が自信と誇りをもって国土交通省としての使命を



果たすべく業務に取り組める環境作りも必要であると考え、事務所長に届く地元の感謝の声等を職員に伝えるように取り組んでいた。

- ・ 高崎河川国道事務所は、コンプライアンス講習会を年3回、コンプライアンス・ミーティングを年4回（高崎河川国道事務所コンプライアンス推進本部及び各課・出張所等所属単位で実施）という頻度で行っていた。上記講習会、ミーティング又は国土交通大学校、関東地方整備局主催の研修におけるコンプライアンスに関する講義のいずれかに、全職員が四半期ごと1回以上の参加を徹底していた。

また、「公務員の不祥事等について」（毎月本局より送信）及びコンプライアンスメール（随時本局より送信）等を活用し、高崎河川国道事務所コンプライアンス推進本部等を通じて、より具体的な事案を題材とするとともに、副所長（事務担当）が各事案の補足説明を行いながら、注意（対処）すべき点などを説明し、各所属長を通じて各職員に周知していたほか、これまでメール配信していた資料についても、幹部会等を通じてその内容や注意点について説明するなど、職員がより理解しやすいものとなるよう努めていた。

これら研修等の内容は、単に違法性に対する職員の意識の欠如（希薄性）だけではなく、管理監督者のマネジメント能力・危機意識の低さ及び管理監督者と職員のコミュニケーション不足などが談合等に繋がっていくと考え、入札談合等関与行為の事例や入札談合行為に関与した場合の懲戒処分、損害賠償で多額の損害賠償請求が行われること、独禁法違反、官製談合防止法の入札等妨害罪、刑法の公契約関係競売等妨害罪、刑法の収賄罪などの法律により、懲役や多額の罰金を請求されることを説明し、本人のためにも組織のためにもならないこと及びひいては家族崩壊まで繋がることを説明しており、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させるものになっていた。

- ・ 高崎河川国道事務所における研修等では、一部職員から、同じようなメニューになりがちであり、マンネリ化することに対する意見があり、コンプライアンスについては、繰り返し行う事で意識を持ってもらう事が大切である旨を説明しているとのことであった。
- ・ 高崎河川国道事務所は、研修等の実施について、その負担が業務に支障をきたしているということはないとのことであった。

#### （北陸地方整備局松本砂防事務所）

- ・ 事務所長は、「事務所運営の第一の基本は、職員の健康管理とコンプライアンスと考えており、コンプライアンスを失うと、社会の信頼のみならず、職員の士

気・誇りを失う。事務所職員に対しては、狭い意味での法令遵守のみならず、倫理・社会規範を含め、一般の人々からは、公務員として見られているという意識を持つことが、コンプライアンスの最も基本的な意識であると常々職員に伝え、自分自身もその点を率先して行っている。

また、幹部会において、談合や公務員の不祥事等の不適切事案があれば、その情報を共有し、改善又は注意すべき事項を見直し、対岸の火事としないよう努めている。」とのことであった。また、情報共有に際しては、高知談合では3億円を超える損害賠償請求がなされている等の時事ネタを取り入れるなどの工夫をしているとのことであった。

- ・ 全職員においてコンプライアンス・ミーティングを年2回実施するとともに、本局講師による出前講座や公正取引委員会講師による講習会など入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識に関する研修等を行っている。研修等の内容は、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させるものになっているとのことであった。
- ・ コンプライアンス・ミーティングでは、事務所職員から、「入札談合等関与行為防止法上の違法性等については認識している。駄目なものは駄目という対応で取り組みたい。」などの意見があったとのことであった。

#### (中部地方整備局沼津河川国道事務所)

- ・ 事務所長は、事務所におけるコンプライアンス意識の高揚について、「この10年くらいの中に国土交通省に関連する不祥事事案が度々起こっており、少し時間が経つと事案が風化して同じような過ちを繰り返しているが、風化というだけでなく、そもそも職員にコンプライアンスの意識が根付いていなかったからだと考えている。違法性の認識不足ということになると思うが、つい魔が差してしまったということもあったかもしれない。

しかし、そうなった場合には、国土交通省の組織自体が社会から信用を無くし、必要な事業を進められなくなるだけでなく、職員個人はもとより、家族の崩壊を招いてしまうという最悪の結末となる。

こうした事案に巻き込まれないよう、また、一人で抱え込んでしまわないように、何か問題があれば、直ぐに上司に報告することや所属長には問題が上司に上がるような雰囲気づくりを心がけるよう繰り返し話しをするなど、風通しの良い職場作りに努めている。

後で考えると、何でこんなことを？というようなことも多々あると思うが、早めに報告することで、回避できることもたくさんある。そのためにもメール、電話等いつどんなときでも良いので、早めの報告・連絡・相談をするよう職員へは

伝えている。

特に悪い話は早く報告が上がるよう定例会等を通じて繰り返し話している。時間が経つとより詳細な情報が必要となるため、情報がまとまっていなくても、そのときに持っている情報でかまわないので、早めに一報を入れるようお願いしている。」ということを中心として取り組んでいるとのことであった。

- ・ 入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識に関する研修等については、コンプライアンス・ミーティングを年3回（7月・10月・2月）、公正取引委員会による講習会を年1回（6月15日実施。職員参加率48.6%（52名/107名））という頻度で行っていた。

研修等の内容については、今年度行った公正取引委員会の講師による研修では、過去に発生した入札談合等関与行為の概要の説明があったが、電話や手紙による直接情報だけでなく、入札結果や入札データの分析などの間接情報から発覚すること、また官製談合防止法違反による懲戒処分、損害賠償請求、刑事罰等の内容についても説明があるなど、本人だけでなく、家族にまで影響が及ぶことを認識させるような内容となっているとのことであった。また、ミーティングやコンプライアンス情報等（不祥事事例）の職員へ周知の際にも、懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを説明しているとのことであった。

その他にも、本局から情報提供されるコンプライアンス情報（不祥事事例）やその時々で起こった不祥事等の報道記事を活用してミーティングを行うとともにし、イントラネット等を通じてこれらを職員がいつでも閲覧できるようにするなどして、随時職員への意識啓発を行っているとのことであった。

- ・ 研修等を行うに際しては、例えば、本局の指示により、今年度第2回目のコンプライアンス・ミーティングで、指導者的立場である管理職員が参加しない部下職員のみによるミーティングを実施し、進行・書記等も部下職員で自主的に行わせ、特に進行役については事前の理解、進め方の工夫等が必要であることから、育成も含めたより活発な意見交換ができるよう参加職員用の解説資料も配布するなどの工夫をして行ったとのことであった。
- ・ 研修等では、職員から、「過去に研修等で取り扱った内容であったとしても、コンプライアンスに関する基本的な事項は繰り返し取り扱った方が良い。」、「司会者としてミーティングを行ったことで事前に理解をする必要があり、通常参加する立場より理解を深めることができた。こうしたミーティングを繰り返し行うことで、コンプライアンスに対する自覚を高めることができると感じた。（今年度第2回目のコンプライアンス・ミーティングにおいて）」などの意見があったとのことであった。

（中部地方整備局清水港湾事務所）

- ・ 事務所長は、事務所の役割は国民、地元の発展に貢献するものと理解しており、国民から信頼を失うことは、組織の存続にもつながる非常に大きな問題であり、また不祥事の再発防止は大きな課題であると認識しており、コンプライアンス意識の高揚は、重要な使命だと考えているとのことだった。

事務所長は、コンプライアンス違反は国民に対する「信用失墜行為」であるとの認識のもと、国交省としての使命を果たすべく、所内会議などの場でコンプライアンスの意識持続を事務所長自らの言葉で伝えることを心掛けて、職員と確認している。

そのため、日頃からさまざまな機会を通じて注意喚起と啓発に努めていることはもちろん、意思疎通が速やかに行えるよう「報・連・相」や情報共有の徹底、風通しの良い職場環境づくりに努めているとのことだった。

また、平成25年7月より大部屋化を行った結果、副所長は職員の状況が的確に把握でき職場の良い雰囲気づくりが図れているとのことだった。

発注者としての透明性、公平かつ公正な技術評価や競争参加資格審査を行うとともに、競争性が確保できるよう業者の競争参加状況等から必要に応じて参加要件を見直すなど、競争性・透明性の確保を図っているとのことだった。

- ・ 清水港湾事務所は、コンプライアンス・ミーティングは、年3回計画しており、課別のほか階層別（管理職員と管理職員以外）で実施しているとのことだった。（7月、10月実施、2月予定）

また、外部講師、出前講座（職員が講師を務める）の割り振りにより、当事務所では平成27年度に出前講座による講習会が行われていた。（出席率85%）

毎週の所内幹部会において、本局コンプライアンス推進本部会議の結果報告、本局コンプライアンス情報の周知を行っているとのことだった。

事務所独自の取組として、新聞記事等を活用し静岡県内のコンプライアンス情報を職員にメール発信しているとのことだった。

- ・ 清水港湾事務所における研修等では、過去の国土交通省の不祥事例を見ても、違法性に対する職員の意識が希薄であったことが官製談合につながっており、研修等では、過去に発生した入札談合等関与行為の概要や水門設備事案や高知事案での懲戒処分、損害賠償請求、刑事罰等の内容を説明し、本人はもちろんのこと、家族まで崩壊させてしまうことに加え周りの職員にも迷惑をかけることを認識させているとのことだった。

また、平成27年度においては、コンプライアンスインストラクターの資格を持つ職員を講師として講義を受けた。多数の出席者を募るため、テレビ会議で出席するなど多数の参加を促し、詳細な解説により指導・アドバイスをしていたとのことだった。

平成27年度のコンプライアンス・ミーティングでは、管理職員が参加しない

部下職員のみによるミーティングを実施し、育成も含めてより活発な意見交換ができるよう工夫して行い、様々な意見が出たとのことだった。

発注者綱紀保持規程の再周知のため、改めて発注者綱紀保持ハンドブック、携帯用カードを配布し、再度一読してもらうようにした。

本局のコンプライアンス推進本部において配布される管内36事務所の実施状況を参考にしながら、マンネリ化しないよう工夫しているとのことだった。

- ・ 清水港湾事務所は、研修等の実施について、その負担が業務に支障をきたしているということはないとのことであった。

#### (近畿地方整備局紀南河川国道事務所)

- ・ 事務所長は、事務所におけるコンプライアンス意識の高揚について、「本事務所は、ここ数年多くの事業を実施しており、地元の方からは感謝されている。不祥事でそれに泥を塗らないようにしたいと考えている。」、「コンプライアンスについては、職員一人ひとりがそれを意識することと、過去の不正事案を風化させないことが重要と認識している。そのため、省内、他省庁、自治体で発生した不正事案や違反した場合の影響などを所内会議や研修等を通じて周知している。また、職員同士が意思疎通できている環境が必要であり、そのため地域のイベント(例えば、白浜の砂祭り(職員30人参加)、弁慶祭り(職員20人参加)など)には事務所として多くの職員に呼びかけて参加するなど、仲間意識の向上、明るい職場づくりに努めている。」、「取組を継続するにあたって職員の『萎縮』や『マンネリ感』を防ぐ工夫として『コンプライアンス』だけでなくコンプライアンスに通じる『説明責任』という言葉に置き換えて職員に強く要求している。」、「発注者としては、参加資格や技術面の審査を行う際には透明性と公平性を確保するように努めている。」とのことであった。
- ・ 紀南河川国道事務所は、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識に関する研修等として、コンプライアンス・ミーティングを年4回、南部ブロックコンプライアンストレーニングを年3回(和歌山河川国道事務所及び紀南河川国道事務所の副所長全員がメンバーとなる回が年2回、総務課長がメンバーとなる回が年1回)、南部ブロックコンプライアンス会議を年3回、その他所内会議を週1回実施しているとのことであった。

コンプライアンス・ミーティングでは、本局から与えられたテーマについて個々に意見交換をしている。南部ブロックコンプライアンストレーニングでは、発注者綱紀保持等に関して所定の方法を遵守できているかという点を相互にチェックし、意見交換を行っている。南部ブロックコンプライアンス会議では、本局の適正業務管理官等から情報共有等を受けている。その他所内会議では、コンプライアンス情報や時事ニュースを活用し、不祥事を周知している(平成26年

度における本局の情報発信は21回)とのことであった。

上記研修等の内容は、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させるものになっていた。また、官製談合は多くの場合贈収賄が絡み、目先の利益に走ると、厳正な懲戒処分のみならず、刑法、官製談合防止法上の刑罰を受け、その何倍もの計り知れない代償が必ずあることを説明しているとのことであった。

年4回のコンプライアンス・ミーティングの際には、各所属のミーティングに先立ち、全所属長でミーティングを行い、意見交換と情報共有を図り、各所属のミーティングが実効性のあるものになるよう工夫しているとのことであった。

- ・ 近畿地方整備局主催の研修では、コンプライアンス研修用DVD「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス～入札談合等関与行為をなくすために～」(本省作成、平成26年3月完成)を研修等のカリキュラムに組み入れているため、これに参加している職員全員(紀南河川国道事務所では数名)が既に視聴している。また、事務所コンプライアンスチーム(3副所長、総務課長)と事務所所長は、個別に視聴の上、全員で意見交換しているとのことであった。
- ・ 近畿地方整備局管内において過去に発生した不祥事案については、風化させないよう若い職員に伝えていく必要があると感じているとのことであった。

また、業者との癒着を生み出さないよう打合せスペース、接客スペースのオープン化、複数での対応を強く意識し、コンプライアンス・ミーティングや、所内会議でも機会あるごとに周知、啓蒙を図っており、職員に常に意識させるよう心がけており、繰り返し周知することで、意識が定着していくものと考えているとのことであった。

さらに、「コンプライアンストレーニング」を実施し、再発防止策等の既定のルールが実践されているかの診断及び職場運営のあり方についての啓発指導を行い、再発防止策の取組等を風化させることのないように、組織の健康づくりに向けた取組を引き続き実施しているとのことであった。

- ・ 研修等では、職員から、各所属で行うコンプライアンス・ミーティングでは、事業者等との対応の方法、不当な働きかけに対する報告の義務について、改めて確認、再認識できたという意見があったとのことであった。

#### (中国地方整備局浜田河川国道事務所)

- ・ 事務所所長は、事務所におけるコンプライアンス意識の高揚について、「決められたルールは遵守すべきである。常にお天道様に対して恥ずかしくないかを問い続けること。時代の要請に応じて入契制度は変革し情勢も変わってきた。その中で、不都合等はないか常にチェックし考え改めていく姿勢が重要。

このことを、機会あるごとに事務所幹部、監督職員及び一般職員にも注意喚起と啓発指導に努めている。また、職員との良好な意思疎通が図られるよう明るく風通しの良い職場環境づくりに努めるとともに、職員の心身両面の健康管理にも留意し、いつでも何でも相談に乗れるような雰囲気形成するよう努めている。」ということを中心として取り組んでいるとのことであった。

- ・ 浜田河川国道事務所は、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識に関する研修等として、コンプライアンス・ミーティングを年4回、本局職員講師による出前講座を年1回実施しており、いずれも全職員が参加しているとのことであった。また、毎月初めの所課長会議において公務員に係る不祥事案を示し注意喚起を行っているとのことであった。さらに、事務所長も、事務所勉強会において独自に資料を作成し、自ら講師となって様々なテーマで勉強会を実施し、職員としての姿勢・あり方について指導しているとのことであった。

また、研修等の内容としては、入札談合等関与行為による処罰の対象は談合の存在に限定されないこと、事業者等からの情報により捜査機関が捜査を開始すること、入札談合等関与行為防止法違反による厳しいペナルティの他にも当然のこととして公務員としての処分や刑事罰が課せられること、高知談合では2億9千万円もの損害賠償請求がなされたことなど官製談合がいかに本人や家族にとって割に合わないもので組織自体もダメにしてしまうものかということの説明しているとのことであった。

さらに、研修等を行うに際しては、「倫理関係についてはeラーニングによる教材（本局作成）を活用した研修を実施し、本局のイントラから常時受講可能となっている。出前講座においてはコンプライアンス研修用DVD（本省作成）を活用し、良い事例、悪い事例を比較しながら視聴できることでより理解しやすいようしている。また、最近発生した不祥事案（川崎市で起こった事例等）を題材とした内容も取り入れている。さらに、事務所におけるコンプライアンス推進の実務的な役割を担う者の育成を目的としたコンプライアンスセミナーを受講した管理職員2名が、所内勉強会でコンプライアンス講習会として開催し講師を務めた。」などの工夫をしているとのことであった。

- ・ 浜田河川国道事務所における研修等では、前述したように、コンプライアンス研修用DVD「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス～入札談合等関与行為をなくすために～」を、本局職員講師による平成26年度の出前講座において活用している。当該出前講座には、欠席者に対して副所長からフォローアップするなどし、結果として全職員が参加したとのことであった。

- ・ 中国地方整備局（浜田河川国道事務所）管内において過去の不適切な事務処理の事案を、職員に周知し、注意喚起することで、同じ事を繰り返すことがないよう意識付けに活用しているとのことであった。

浜田河川国道事務所における研修等では、職員から、特に上記コンプライアンス研修用DVDについて、「具体的であり分かりやすい内容であった。」「一人で悩まない。上司に相談する。」などの意見があったとのことであった。



## (2) 事業者・OBとの接触・対応

### (北海道開発局小樽開発建設部)

- ・ 幹部職員による事業者の応接に当たっては、原則としてアポイントメントを求めることを基本としているが、アポイントメントのない場合であっても、当日のスケジュールや用件等を勘案の上、都合のつく限り応接しているとのことであった。平成26年度は48件、平成27年度は78件(12/3現在)のアポイントメントがあった。

幹部は、幹部室のドアを開放し、常時オープンな状況で対応している。来訪者の多くは挨拶であり、その際はドア口付近に立って対応している。また、アポイントメントのない来訪者が、幹部に直接会って挨拶を交わしたい場合には、秘書が当該幹部に面会の可否を事前に確認するよう徹底しているとのことであった。

各課等においては、出入口に入室制限の表示を行い、特に契約課においては、入口に対応カウンターを配置し、執務場所まで入れないようにしている。また、庁舎玄関やロビーには、入室制限に関する貼り紙をし、理解と協力を求めているとのことであった。

- ・ 来訪者がOBであるかどうかの把握は行っておらず、OBの来訪の頻度は把握していないが、OBか否かに関わらず、来訪者との対応に当たっては、幹部は部屋のドアを常に開放し、各課等についてはオープンスペースで対応しているとのことであった。
- ・ 小樽開発建設部は、事業者・OBとの接触ルールが定着しており、業務に支障をきたしているということはないとのことであった。
- ・ 小樽開発建設部では、事業者・OBから不当な働きかけはないとのことであった。

### (東北地方整備局新庄河川事務所)

- ・ 事業者は、名刺置き場に名刺だけおいて帰る方も多く、来所した事業者に対しては、事務所長在庁時でも所長室の入口で挨拶をする程度の接触・対応をしているとのことであった。
- ・ そのうちOBは、月に数回程度、東京からの事業者とともに来所することがあるが、その際には、総務課受付を必ず通し、事務所長室ではドアを開けたままオープンな状態で接触・対応するなどしているとのことであった。
- ・ 新庄河川事務所では、事業者・OBから不当な働きかけはなかったとのことであった。

### (関東地方整備局高崎河川国道事務所)

- ・ 事業者は、事務所1階に設置された名刺受けに名刺を入れるのみの場合もあるが、事務所長への来訪はほぼ毎日あり、副所長以上の幹部への来訪については、必ず受付を通すこととし、挨拶等については、部屋の外で受けるようにしているとのことであった。
- ・ 事業者に対しては、事務所玄関ロビーに設置してある内線電話によるアポイントを徹底しており、各執務室入口ドアには、立入りを制限する旨を掲示するとともに、「関東地方整備局における発注事務に係る綱紀保持の取組みについて」及び「関東地方整備局における入札談合案件に対する厳正な対応について」を掲示し、玄関ロビーに設置されたオープンスペースでの対応等を徹底しているとのことであった。
- ・ また、挨拶以外の打ち合わせ等については、入口ドアを開放したまま、必ず複数の職員で対応するなどしているとのことであった。
- ・ さらに、入札閲覧コーナーに国家公務員倫理審査会事務局が作成した「国民の皆様への8つの疑問にお答えしますー国家公務員倫理法、倫理規定についてー」を掲示することにより、事業者に対して周知を図っているとのことであった。
- ・ OBは、週に数人程度の頻度で来所しているが、必ず受付を通すこととし、挨拶等については、部屋の外で受けるなど、他の事業者と同様の対応をしているとのことであった。
- ・ 高崎河川国道事務所では、事業者・OBから不当な働きかけはなかったとのことであった。

#### (北陸地方整備局松本砂防事務所)

- ・ 事業者は、受付限りでの対応を除くと1週間に3人程度の頻度で来訪しているが、基本的には事務所長及び副所長でオープンかつ複数での接触・対応をしている。また、複数での接触・対応が難しいときでも、個室のドアを開放したり、ドア口で立って対応したりするなどオープンな場所で接触・対応しているとのことであった。
- ・ そのうちOBは、2～3週間に1回程度の頻度で来訪しているが、そのほとんどがあいさつ程度であるので、ドア口で立って接触・対応するなどしているとのことであった。
- ・ 松本砂防事務所は、事業者・OBとの接触ルールを遵守するに当たっては、事務所幹部のスケジュールの関係上、事務所幹部による複数での対応が難しい場合もあるが、その場合でもオープンな場所で接触・対応するなどして対処できているので、業務に支障をきたしているということはないとのことであった。
- ・ 松本砂防事務所では、事業者・OBから不当な働きかけはないとのことであった。

#### (中部地方整備局沼津河川国道事務所)

- ・ 事務所長は、1日当たり10人程度(3~4組)の事業者からあいさつを受けているが、その際には、総務課を通して事務所長室で「ドアを開けたままのオープンな状態」で対応しているとのことであった。

副所長・課長等は、事業者からあいさつを受ける際には、総務課を通した上、事務所玄関受付付近にて対応しており、副所長室において対応することはないとのことであった。

来所する事業者の中には、事務所玄関受付の名刺置き場に名刺だけおいて帰られる人(1日10人程度)もいるが、予約無しでも事務所長等へのあいさつを希望される事業者に対しては、予定が空いている限り対応しているとのことであった。

- ・ OBは、事業者が来所する際に同席している場合が多いが、その接触・対応については特別扱いをしていないとのことであった。
- ・ 事業者・OBとの接触ルールを遵守するに当たっては業務に支障をきたしているということはないとのことであった。ただし、副所長室の可視化・大部屋化については、副所長室へ相談に訪れる職員らへの配慮から未対応となっていたが、平成27年12月に副所長室間のドアを撤去することで対応したとのことであった。なお、事務所内に副所長の更衣室がないことや職員への相談への対応の関係上、当該ドアがあった場所には「のれん」がかけられていた。
- ・ 沼津河川国道事務所では、事業者・OBから不当な働きかけはなかったとのことであった。

#### (中部地方整備局清水港湾事務所)

- ・ 事業者は、名刺置き場に名刺だけおいて帰られる人もいるが、事務所長への来訪はアポなしも含め、在庁日はほぼ毎日あるとのことであった。所長室または廊下接客スペースにて着席して対応する場合もあるが、立ったまま名刺交換のみの場合もあるとのことであった。対応は、総務課受付を必ず通し、所長室のドアを開けたままオープンな状態で対応し、副所長は、廊下のオープンな接客スペースで対応しているとのことであった。
- ・ OBについては、OBのみの来所はなく、他の事業者を案内し来所されることが多く、アポなしも含めて、週に1度ほど来所しているとのことであった。対応は、総務課受付を必ず通し、所長室のドアを開けたままオープンな状態で対応し、副所長は、廊下のオープンな接客スペースで対応しているとのことであった。
- ・ 事業者・OBとの接触ルールを遵守するに当たって業務に支障をきたしているということはないとのことであった。

- ・ 清水港湾事務所では、事業者・OBから不当な働きかけはなかったとのことであった。

#### (近畿地方整備局紀南河川国道事務所)

- ・ 事業者については、事務所長への来訪が事前予約ありなし含めると毎日1件程度あり、名刺受けに名刺だけ入れている業者も相当数ある。その対応については、総務課受付を通しており、面談に際しては部屋のドアを開放して国民の疑惑を招かないよう心がけているとのことであった。なお、発注内容等個別事業に関わる事柄については、担当課長等を同席させて複数対応しているとのことであった。  
また、地域に密着した立場である事務所の果たす役割は極めて大きいことから、管内の建設業者等からの情報提供や提言を積極的に聞く必要があるとの認識から、事前のアポイントの有無に関わらず、時間の許す限り面談するよう努めているとのことであった。
- ・ 事務所としてはOBも他の事業者と区別することなく、公平・適正な対応に努めているとのことであった。
- ・ 事業者・OBとの接触ルールを遵守するに当たっては業務に特に支障をきたしているということはないが、紀南河川国道事務所平成25年度から実施している副所長室の相部屋化に関しては、職員から相談事があった場合などには困るときがあるとのことであった。
- ・ 紀南河川国道事務所では、事業者・OBから不当な働きかけはなかったが、仮にあった場合は、近畿地方整備局発注者綱紀保持規程の不当な働きかけの報告・記録・公表制度により対応することとしているとのことであった。

#### (中国地方整備局浜田河川国道事務所)

- ・ 事務所長への事業者の来訪は、週4、5社程度の来所がある。事務所長は、事業者とは、公平に面会し、ご挨拶を受けるようにしており、その際には、事務所長室のドアを常に開放した状態にしているとのことであった。  
また、副所長が事業者と対応する際には、副所長室（相部屋化済み）のドアを常に開放した状態にしているとのことであった。副所長室の可視化・相部屋化については平成25年度中に完了し、職員から副所長への個別の相談は別室に移動して行っているとのことであった。  
なお、事務所長・副所長以外の職員が、事業者と対応する際、従来は総務課受付を通すことが原則とされていたが、業務合理化の観点から、総務課受付を通さずに、一階に設置した直通電話を通じて、事務所ロビーで面談する方法も認めるようにしたとのことであった。
- ・ OBは、上記の1/3程度の頻度で来所しており、OB以外の事業者と変わり

なく公平に対応しているとのことであった。

- 浜田河川国道事務所は、事業者・OBとの接触ルールを遵守するに当たって業務に支障をきたしているということはないとのことであった。
- 浜田河川国道事務所では、事業者・OBから不当な働きかけはなかったとのことであった。

### (3) 機密情報管理の徹底

#### (北海道開発局小樽開発建設部)

- ・ 小樽開発建設部では、予定価格作成時期の後倒し、入札書及び技術資料の同時提出、並びにマスキングの実施は全ての工事で適用しているが、業務上、特段の支障や負担は生じていないとのことであった。
- ・ 予定価格調書の保管は、開札まで金庫で行っているとのことであった。
- ・ 技術評価点は、提出された資料をもとに、審査項目により契約課及び技術管理課が分担し、当該課の担当スタッフが案を作成しているとのことであった。
- ・ 機密情報が含まれる文書を電子データとして保管する場合、電子ファイルにパスワードを設定する、又は保存するフォルダにアクセス制御（作業に関わっている最低限の人員（例：課長補佐・専門官）のみアクセス可）を設け、厳重に管理しているとのことであった。
- ・ 一般競争入札により、工事監督支援業務、積算技術業務等につき発注者支援業務の委託をしており、その委託先は建設コンサルタント会社や財団法人等であるとのことであった。なお、評価審査業務については職員が行っており委託していないとのことであった。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理については、契約に際して受託者に対して発注者支援業務共通仕様書に基づき守秘義務を課している。また、受託者から提出された業務実施計画書においても、守秘義務を掲げ、法令の遵守・守秘義務の徹底等を図ることとされているとのことであった。

#### (東北地方整備局新庄河川事務所)

- ・ 新庄河川事務所では、予定価格作成時期の後倒し・入札書及び技術資料の同時提出の実施については一般土木C等級で施工能力評価型の工事に適用しており、その負担が業務に支障をきたしているということはないとのことであった。
- ・ 新庄河川事務所では、入札書と技術資料の同時提出を実施する工事においては、技術資料における業者名のマスキングが不要とされていることからこれを行っておらず、マスキングの負担は多少軽減されているとのことであった。同時提出以外の工事についてはマスキングをしているが、ミスが生じないようにチェックしており、問題は生じていないとのことであった。
- ・ 新庄河川事務所では、予定価格調書は、金庫に入れて開札まで厳重に保管しているとのことであった。
- ・ 新庄河川事務所では、技術評価点は、技術審査担当が作成しており、技術審査業務を行っているときは、他の職員の入室を制限しているとのことであった。
- ・ 新庄河川事務所では、機密情報が含まれる文書を電子データとして保管する場

合、共有サーバーのフォルダにアクセス制限を行い、職員にアクセスできないを区分して情報管理しているとのことであった。

- ・ 新庄河川事務所では、技術審査業務、積算補助業務等につき発注者支援業務の委託をしており、打ち合わせ等において守秘義務が生じることを委託先に周知指導し、情報管理について徹底していた。
- ・ さらに、守秘義務関係について、契約書に記載、情報セキュリティ関連の事項を特記仕様書に記載するとともに、業務計画書において作業エリアを専用の執務室で行うこと、データのアクセス制限設定のファイルサーバー管理など万全の情報管理対策をすることを記載していた。また、情報セキュリティに関する報告書についても毎月提出させていた。

#### (関東地方整備局高崎河川国道事務所)

- ・ 予定価格作成時期の後倒し、入札書及び技術資料の同時提出の実施は一般土木C等級の工事（施工能力評価型における一般土木で予定価格が6千万円以上3億円未満の工事を対象としている。ただし、国庫債務負担行為となるものは除く。）で適用しているが、その負担が業務に支障をきたしているということはないとのことであった。
- ・ 高崎河川国道事務所では、ミスを防ぐため、入札書と技術資料の同時提出を実施する工事においても、技術資料における業者名のマスキングを実施しており、仮に同時提出を実施する工事においてマスキングを実施しなかったとしても、審査作業全体で考えるとさほど負担は軽減されないだろうと考えていた。
- ・ 予定価格調書は、開札日まで金庫で厳重に保管しているとのことであった。
- ・ 技術評価点（業務）については、各発注担当課が作成している。具体的には、「技術者の経験及び能力」は発注担当係長が採点し課長がその確認を行い、また、技術提案の評価は応募者が特定出来ないよう発注担当係長等がマスキングして副所長、発注担当課長と他の課長職以上の職員の計3名で行っている。最後に、発注担当係長が集計して、発注担当課長が技術評価点（業務）を作成しているとのことであった。

技術評価点（工事）については、品質確保課が作成しているとのことであった。

- ・ 機密情報が含まれる文書を電子データとして保管する場合、本局の技術審査フォルダにアクセス制限付きで管理している。
- ・ 平成27年度、積算技術業務、技術審査業務、工事監督支援業務、河川巡視支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務、用地補償総合技術業務、行政事務補助業務（調査設計資料作成業務、用地調査点検等技術業務、施工プロセス検査・施工体制調査業務）につき発注者支援業務の委託をしている。

発注者支援業務の委託先における情報管理については、仕様書に情報管理（守

秘義務等)に関する事項を記載し、これらを業務計画書に反映させて、その都度確認するとともに、その履行状況についても提出資料等でその都度確認するという方法により徹底させていた。

なお、発注者支援業務の委託先における積算・評価審査の分離体制確保については、技術審査業務を庁舎内のクローズドな場所で行っているため、仮に積算技術業務と技術審査業務とを同じ業者に委託したとしても、分離体制は確保できているとのことであった。

#### (北陸地方整備局松本砂防事務所)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しは、全ての工事に適用している。予定価格作成時期は開札日の前日を原則としている。所長が出張に出ることが多く、ギリギリになる場合もあるが、その負担が業務に支障をきたしているということはないとのことであった。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出は、一般土木C工事を対象とするルールだが、松本砂防事務所の場合は、一般土木C工事が大半を占めているので、全ての工事に適用して実施している。ただし、松本砂防事務所ではそうした例はないが、大型工事の場合、業者からの質問が多数寄せられることが考えられ、そうした場合は回答期限が短いことへの対応の工夫は必要ではないかと思う。
- ・ 松本砂防事務所では、技術資料における業者名のマスキングを全ての工事について実施している。入札書及び技術資料の同時提出を行う場合はマスキングを不要とすることができるとのルールだが、マスキングを必要とするもの(法面、電気工事等)と不要とするものが混在すると現場が混乱してミスが発生する恐れがあるので、統一的にやった方がよいとの考えとのことであった。
- ・ 松本砂防事務所では、予定価格調書は、金庫において保管しているとのことであった。
- ・ 松本砂防事務所には、以前は品質確保課があったが、ブロック化に伴い千曲川河川事務所の品質確保課に技術評価点の作成が集約されているとのことであった。
- ・ 松本砂防事務所では、機密情報が含まれる文書を電子データとして保管する場合、サーバー上のフォルダのアクセス制限を利用することにより情報管理しているとのことであった。
- ・ 松本砂防事務所では、技術審査業務、積算技術業務については、共に守秘義務が発生することを担当従事者に周知徹底することにより委託先における情報管理について徹底させていた。

#### (中部地方整備局沼津河川国道事務所)



- ・ 沼津河川国道事務所では、予定価格作成時期の後倒し、入札書及び技術資料の同時提出は、一般土木C等級で施工能力評価型の工事を対象としており、その負担が業務に支障をきたしていることはないとのことであった。

- ・ 入札書と技術資料の同時提出を実施する工事においては、技術資料における業者名のマスキングが不要とされていることからこれを行っておらず、マスキングの負担が多少軽減されたとのことであった。

間違い防止のため、全ての工事にマスキングを行うことも考えられなくはないかとの問いに対しては、事務処理上、マスキングをしない方がどれがどれだか分からなくなる等のトラブルを防止できる面もあると考えているとのことであった。

- ・ 予定価格調書は、金庫に入れて開札まで厳重に保管しているとのことであった。

- ・ 技術評価点の審査業務は、技術審査担当が行っており、技術審査業務を行っているときは、他の職員の入室を制限しておこなっているとのことであった。

- ・ 共有サーバーのフォルダについては、発注担当課の職員のみがアクセスできるよう制限を行っているとのことであった。

- ・ 発注者支援業務については、平成27年度において、技術審査業務、積算技術業務、工事監督支援業務、設計資料作成業務、技術資料作成業務、河川巡視支援業務、河川許認可支援業務、道路管理事務業務、用地関係資料作成業務、道路情報管理業務について委託をしている。

技術審査及び積算技術業務の委託先における情報管理については、業務計画書において、機密保持管理体制を記載する等により行っているとのことであった。

具体的には、業務の実施場所は、委託先のそれぞれ専用の執務室で行い、部外者立入禁止とし出退時は施錠する。貸与資料に関してはロッカーへ保管し施錠する。外部と遮断された専用パソコンを使用し、ログインパスワード設定、スクリーンセーバーによる対策により関係者以外に見られないようにする。審査業務のプリンターは、専用執務室内に設置し、関係者以外の目に触れさせないようにする。紙媒体への出力は必要最小限とし、不要となった資料（作業途中の不要資料も含む）は、速やかにシュレッダーにて裁断する。情報セキュリティに関する報告書についても毎月提出させる。打ち合わせ等でも守秘義務について指導している。データの受け渡しについては、鍵付きカバンとパスワード機能付き電子記憶媒体を使用し、執務室の前で声かけをしてもらい、こちらが出向いて手渡しで行う、という方法により、委託先における情報管理について徹底させていた。

#### (中部地方整備局清水港湾事務所)

- ・ 予定価格作成時期の後倒し・入札書及び技術資料の同時提出の実施は、港湾土木の5千万円以上2億円未満で施工能力評価型の工事（施工計画重視型を除く）

に適用しているが、業務への支障は特に生じていないとのことであった。

- ・ 入札書と技術資料の同時提出を実施する工事においては技術資料における業者名のマスキングが不要とされているが、従前よりマスキングに負担を感じていないことから、同時提出を実施する工事についてもマスキングを行っているとのことであった。
- ・ 予定価格調書については、金庫に入れて開札まで厳重に保管しているとのことであった。
- ・ 技術評価点は、分任官契約についても、本局において審査・評価案を作成し、事務所の入札・契約委員会を経て決定しているとのことであった。また、このような手続きによって、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制も確保されているとのことであった。
- ・ 機密情報が含まれる文書を電子データとして保管する場合、共有サーバーのフォルダにアクセス制限を行い、職員にアクセスできる・できないを区分しているとのことであった。また、事務所外に電子データを持ち出すときには、当該電子データにパスワードを設定して情報管理しているとのことであった。
- ・ 発注者支援業務については、監督等補助業務（積算業務含む。）及び品質監視等補助業務を本官契約で委託しているとのことであった。委託先における情報管理については、全ての作業エリアを専用の執務室で行い、事務所のネットワークには接続させていない。また、受注者が行う情報管理対策について業務計画書に明記するとともに、情報セキュリティに関する報告書についても毎月提出させている。さらに、打ち合わせ等でも守秘義務について指導しており、データの受け渡しについては、USBメモリ（暗証番号付）で行っているとのことであった。

#### （近畿地方整備局紀南河川国道事務所）

- ・ 紀南河川国道事務所では、予定価格作成時期の後倒し・入札書及び技術資料の同時提出の実施は、一般土木C等級の施工能力評価型工事に適用している。
- ・ 入札書と技術資料の同時提出を実施する工事においては、技術資料における業者名のマスキングが不要とされているが、近畿地方整備局では、入札書と技術資料の同時提出を実施する工事においても、マスキングした資料でもって審議しており、特に負担となることはないとのことであった。
- ・ 予定価格調書は、金庫に入れて開札まで厳重に保管しているとのことであった。
- ・ 工事の技術審査については、平成27年度から和歌山ブロックに統合されたため、和歌山河川国道事務所にて行っており、技術審査担当の職員（工物品質管理官）が他の職員の入室を制限して行っているとのことであった。
- ・ 機密情報が含まれる文書を電子データとして保管する場合、共有ファイルサーバーのフォルダにアクセス制限を行い、担当職員のみがアクセスできるようにし

て情報管理しているとのことであった。

- ・ 紀南河川国道事務所では、技術審査業務、積算技術業務、工事監督支援業務、設計積算資料整理業務、用地補償積算技術業務、調査設計資料整理業務、調査設計資料作成業務、熊野川水文観測所維持管理業務、道路情報管理業務、道路許可審査・適正化指導業務につき、発注者支援業務の委託をしており、
  - ①指紋・指静脈認証システムもしくはカード認証システムで執務室への立入りを制限
  - ②使用するPC及びサーバーには、業務従事者のみのアクセス権限を設定
  - ③PCに監視ソフトをインストールし、全てのファイル操作を監視
  - ④データ送信（メールや大容量ファイル送受信システム）時は、データを暗号化
  - ⑤社内勉強会等で情報セキュリティに関する教育研修を実施等の方法により、委託先における情報管理について徹底させており、このことは履行報告書において確認しているとのことであった。

#### （中国地方整備局浜田河川国道事務所）

- ・ 浜田河川国道事務所では、予定価格作成時期の後倒しを全ての案件について、入札書及び技術資料の同時提出を施工能力評価型について実施しており、その負担が業務に支障をきたしているということはないとのことであった。
- ・ 浜田河川国道事務所では、入札書と技術資料の同時提出を実施する工事においては、技術資料における業者名のマスキングが不要とされていることからこれを行っておらず、マスキングの負担が軽減されたとのことであった。
- ・ 浜田河川国道事務所では、予定価格調書は、金庫に入れて開札まで厳重に保管しているとのことであった。
- ・ 浜田河川国道事務所では、技術評価点は、出雲河川事務所の工物品質管理官、品質確保課長、専門職、係長が作成しているとのことであった。
- ・ 浜田河川国道事務所では、機密情報が含まれる文書を電子データとして保管する場合、技術評価を行う出雲河川事務所内の共有サーバーのフォルダにアクセス制限が設けられており、アクセスできる職員とアクセスできない職員を区分して情報管理しているとのことであった。
- ・ 浜田河川国道事務所では、一般競争入札により主な発注者支援業務として以下の委託を行っていた。
  - ・ 高津川・江の川河川巡視支援業務
  - ・ 高津川・江の川工事監督支援業務
  - ・ 浜田河川国道事務所工務課積算技術業務
  - ・ 浜田電気通信工事監理業務
  - ・ 浜田電気通信積算資料作成業務

- ・ 浜田管内維持修繕工事監督支援業務

発注者支援業務の委託先における情報管理については、特記仕様書において発注者と同等以上の情報セキュリティを要求しており、業務計画書に作業エリアを専用の執務室で行い、データのアクセス制限設定のファイルサーバー管理など万全の情報管理対策をすることが記載されており、また、情報セキュリティに関する報告書についても毎月提出され、打ち合わせ等でも守秘義務について指導していた。発注者支援業務の作業については各社内で行われており、職員から委託業者へのデータの受け渡しについては、職員が情報管理者の許可を得た上でUSBメモリ（暗証番号付）により情報の受け渡しを行い、業者の方に執務室の前で職員に声がけをしていただき、職員が出向いて手渡しで行っていることであり、委託先における情報管理について徹底させていた。

#### (4) 応札・落札状況の分析

当該項目に関するヒアリングについては、本省にて作成した事務所等における応札・落札状況のグラフ等を示して実施した（50ページ～57ページ参照）。

##### (北海道開発局小樽開発建設部)

- ・ 小樽開発建設部の平成25・26年度における応札・落札状況（一般土木工事BC等級）は、平均落札率が平成25年度から平成26年度にかけて90.8%から95.1%と上昇し、予定価格内1者（応札者2者以上）の件数も増加していた。
- ・ 小樽開発建設部は、本局から送られてくる応札・落札状況に係る資料などを通じて上記状況を把握しており、その要因について「平成25年度に比べて平成26年度の落札率が高いということについては、事業費（前年度補正分+当年度当初分）が下落しており、発注量が減少している中で、各社ともある程度利益率の確保を図った入札を行っているのではないかと考えていた。
- ・ 上記状況については、本局から、個別具体の指導・助言はないものの、応札状況等を注視するように指導されているとのことであった。
- ・ 不調・不落の発生の対策としては、業界との意見交換などを踏まえ、特に電気・建築分野などにおいては見積活用方式の活用等の対応策を検討し、実施しているとのことであった。
- ・ 談合情報対応マニュアル等を運用するに当たっては、入札談合に関する情報については公正入札調査委員会に付議している。また、入札談合に関する疑義事実の該当性判断については、公正入札調査委員会の事務局である契約課の課長、補佐、担当上席専門官等で協議の上、判断することとしているが、その際には部長、次長（技術担当、総務）に報告し、意見を伺っているとのことであった。
- ・ 入札談合に関する情報の入った案件や入札談合に関する疑義事実と判断し公正入札調査委員会に付議した案件については、全て本局に報告している。また、平成27年6月以降は、入札談合に関する疑義事実と判断しなかった案件も本局へ報告することとなっているとのことであった。

##### (東北地方整備局新庄河川事務所)

- ・ 新庄河川事務所の平成25・26年度における応札・落札状況（一般土木工事C等級）は、平均落札率が平成25・26年度ともに95%を超えており、全般的に高い落札率で推移していることや、入札参加者数も平均3者と比較的少なく、1者応札の割合も高いことは認識しており、平成25年は10.7%、平成26年度は25%が1者応札であったとのことだった。
- ・ その要因に関しては、同事務所の発注工事の大部分を占めている砂防工事であ

れば、現場条件が厳しく、施工にあたっては危険も予想されることから、現地状況に精通した地元業者以外は入札に参加しにくいという側面もあることから、入札参加者が少ないのではないかと考えていた。

- ・ しかしながら、落札率そのものについては、入札参加業者による個々の入札行動であることから、発注者としてそれ以上に詳細な要因等はわからないとのことであった。
- ・ 新庄河川事務所は、不調・不落となった工事・業務は内容を見直して再公告することで対策を講じているとのことであった。
- ・ 談合情報対応マニュアル等を運用するに当たって、談合情報及び談合疑義事実を本局に全て報告しているとのことであった。
- ・ 入札談合に関する情報及び入札談合に関する疑義事実の該当性判断については、談合情報対応マニュアル等に基づき、事案が発生した都度、経理課・発注担当課・副所長による確認を経て、最終的に事務所長が判断していた。
- ・ 入札談合に関する疑義事実の該当性判断については、発注担当課が中心になってチェックし、技術副所長、最終的に事務所長による確認を経て、本局の公正入札調査委員会事務局へ報告して判断を仰いでいた。
- ・ 業務に支障をきたしているかどうかについては、あえていえば、チェックを短時間で行う必要があることと、本局に報告した場合に回答が返ってくるまでに時間が数日から遅いと1週間かかるという点はあるが、特段業務に支障は生じていないとのことだった。

#### (関東地方整備局高崎河川国道事務所)

- ・ 高崎河川国道事務所の平成25・26年度における応札・落札状況（一般土木工事C等級）は、平均落札率が平成25・26年度ともに91%台で推移しているが、時期によっては、落札率が95%超で、入札参加者数が少ない工事が多くを占める時期がある。
- ・ 高崎河川国道事務所は、平成25・26年度の平均落札率等は把握しており、関東地方整備局の平均落札率（平成25年度92.2%、平成26年度92.4%）と比較して特段注意を要するような数値となっていないと考えていた。
- ・ 不調・不落対策としては、資格要件の緩和（等級区分や地域要件を拡大、実績要件を緩和するなど）、見積活用方式の導入等工夫しているとのことであった。
- ・ 談合情報対応マニュアル等を運用するに当たっては、事案発生都度、経理課、発注担当課、副所長（事）・（技）で確認し、事務所長が判断している。特に入札談合に関する疑義事実については、発注担当課や経理課がチェックし副所長へ報告し、事務所長が判断して、本局（公正入札調査委員会）へ全て報告している。  
また、開札中にあつては、入札執行官が、疑義が発生した都度、上記と同様の

報告をしている。

#### (北陸地方整備局松本砂防事務所)

- ・ 松本砂防事務所の平成26年度（繰越し分を含む契約総額は33億円。ちなみに25年度は70億円。）における応札・落札状況（一般土木工事C等級）は、平均落札率が95%程度と高く、前年度より上昇している。砂防工事の現場は急峻な山岳地帯で、現場条件が厳しく、危険が予想されるため、基本的に外の地域の業者は手が出しにくい傾向があるが、平成26年度の落札率の上昇の原因は、よく分からないとのことであった。
- ・ 松本砂防事務所は、不調・不落の発生は電気や建築（営繕）で発生しており、これらはオリンピックや復興の関係から全国的に発生している状況であることから、地域的なものではないと認識しているとのことであった。
- ・ 平成27年度については、工事件数は少ないが平均落札率は93%台に落ちてきているとのことであった。
- ・ 松本砂防事務所は、こうした状況を把握・分析しており、その結果についても本局コンプライアンス推進本部会議に報告していた。
- ・ 松本砂防事務所は、談合情報対応マニュアル等を運用するに当たって、入札談合に関する情報及び入札談合に関する疑義事実を本局に全て報告しているとのことであった。入札談合に関する情報が寄せられたことはないが、入札談合に関する疑義事実については、副所長（技術）が該当性を判断しているとのことであった。談合情報対応マニュアル等を運用するに当たっては、調査審議に要する期間が長い場合、冬期工事ができないなどの現場条件により工事が遅れ、年度内に工事ができないといった支障が発生し得るとのことであった。

#### (中部地方整備局沼津河川国道事務所)

- ・ 沼津河川国道事務所の平成25・26年度における応札・落札状況（一般土木工事C等級）は、平成25・26年度ともに平均落札率が約95%を超える率で推移している。沼津河川国道事務所は、落札率は平素から注視すべきと考えており、上記状況を把握しているとのことであった。
- ・ 本局においても、こうした状況は認識していると思うが、本局からの指導・助言は特にないとのことであった。
- ・ 入札談合に関する疑義事実の該当性判断にあたっては、発注担当課が中心になってチェックして、技術副所長、最終的に事務所長による確認を踏まえて、本局の公正入札調査委員会事務局へ報告して判断を仰いでおり、把握した入札談合に関する情報及び入札談合に関する疑義事実は、マニュアル等にしながら、全て本局に報告しているとのことであった。

- ・ 談合情報対応マニュアル等を運用するに当たって、業務に支障をきたしていることはないとのことであった。

#### (中部地方整備局清水港湾事務所)

- ・ 清水港湾事務所の平成25・26年度における応札・落札状況（港湾土木工事B等級）は、平均落札率が平成25年度から平成26年度にかけて93%から95%へと上昇していた。
- ・ 清水港湾事務所は、品質管理課で工事一覧表を作成するなどして上記状況を把握しており、その要因については「件数の多い防波堤の工事は、従来からの継続案件であるため、過去の類似案件を参考に積算することが可能であり、また積算基準及び単価（石材、労務等）も公表されていることから、積算の精度を高め落札率が高くなったものであると思われる。また、落札率については、入札参加業者による個々の入札行動であることから、発注者として詳細な要因等はわからない。ただし、例えば、地域によっては波が高くなるなどの理由により工期が延びるリスクがあるところ、港湾土木B等級工事のように比較的契約金額が低い工事の場合には、そのようなリスクを吸収しづらいため、結果として高い応札率になってしまうのではないか。」と認識していた。
- ・ 本局からも平素から応札状況を注視するように指導を受けているとのことであった。
- ・ 不調・不落の案件は内容を見直して再公告しているとのことであった。
- ・ 入札談合に関する疑義事実の該当性判断に当たっては、事務所長において判断をしているとのことであった。
- ・ 談合情報対応マニュアル等の運用については、該当例はないが、該当案件が発生した場合は、マニュアル等に従って、全て本局に報告することとしているとのことであった。

#### (近畿地方整備局紀南河川国道事務所)

- ・ 紀南河川国道事務所の平成25・26年度における応札・落札状況（一般土木工事C等級）は、平均落札率が、平成25年度は約97%、平成26年度は約96%であり、落札率95%超の工事の割合が、平成25年度で39/47、平成26年度で9/14と高く、入札参加者が少なく、「1者もしくは1者を除く全て辞退」が両年度とも50%を超えていた。
- ・ 事務所は、上記状況を把握しており、その要因については、平成25・26年度の工事は、平成23年の紀伊半島大水害の復旧工事が県内のいたる処で行われており、多くの施工業者が手持ち工事を抱えていたことに加え、当事務所の改築道路の供用に向けて、同時に多くの工事を発注していたため、受注者側の技術者



数が不足し入札参加者が少なくなったり、参加工事を厳選していたためでないかと推測しており、無理な競争をして落札する必要性が減ったためと思われるとのことであった。

事務所では、辞退した事業者に対して個別に理由をヒアリングすることとしており、そのことは、発注者として事業者の行動を見ているという状況を伝える効果も有すると認識しているとのことであった。

- ・ 本局からも落札率が相対的に高いという情報とともに、気をつけるようにとの指導を受けているとのことであった。
- ・ 紀南河川国道事務所における不調・不落の案件については、個別に事業者へのヒアリングを実施し、その内容を踏まえ、地域要件の緩和や工事の分離など内容を見直して再発注しているとのことであった。
- ・ 談合情報対応マニュアル等の運用については、事案が発生した都度、経理課・発注担当課による確認を経て、事務所の入札・契約手続運営委員会に図り判断している。平成26年度からは、入札談合に関する疑義事実の該当性判断にあたって、発注担当課がチェックを行い、事務所の入札・契約手続運営委員会に図り、その結果を本局の公正入札調査委員会事務局へ報告して判断を仰いでいるとのことであった。
- ・ 談合情報及び談合疑義事実を本局に全て報告しており、談合情報対応マニュアル等を運用するに当たって、業務に支障をきたしているということはないとのことであった。

#### (中国地方整備局浜田河川国道事務所)

- ・ 浜田河川国道事務所の平成25・26年度における応札・落札状況（一般土木工事C等級）は、平成25年度から平成26年度にかけて平均落札率が約91%から93%に上昇し、1入札当たりの平均入札者数が5.4者から2.9者に減少し、落札率95%超の件数が1件から6件に増加している。
- ・ 浜田河川国道事務所においては、適正な入契、品質確保、現場の事故防止の観点から事務所長が独自に、一般土木だけでなく中国地方整備局全ての工事契約に関し、契約DB、CORINS及び本局提供のデータを分析し、落札率、契約業者状況、元請け現場配置人員の状況等を分析し、公共工事が適切に執行されるよう指導を行っているとのことであり、上記状況を把握しているとのことであった。

このような状況となっている要因については、平均落札率は平成25年5月からの調査基準価格引き上げに伴い一般土木、維持修繕工事は上昇傾向にあるが、平成25年度に比し平成26年度は横ばい、平成27年度はやや減少傾向にあり、これは、本官橋梁上部工事3件の低い落札率によるものであり、局平均落

札率よりやや高く、平成26年度の一般土木落札率の上昇は浜田三隅道路の部分開通を控え大規模な一般土工工事が少なかったことと、平成25年7月・8月の山陰豪雨に伴い自治体の発注工事（復旧工事）の増加の影響により各社の技術者配置が困難になるなどの影響を受けたものと考えられており、維持工事も同様のものと考えられていた。事務所においては、平成26年度に事業者との意見交換を2度開催し、技術者数などの実態について把握し、技術者要件の緩和を行うなどの対策を行ったとのことであった。

平成27年度については、三隅益田道路の橋梁下部工の発注が多くあり、一般土木の参加要件を本支店営業所に拡大したことで、競争原理により落札率は低下しており、発注工事全体では局平均落札率と大きく乖離しておらず、他事務所と比較しても特に問題はないと考えられていた。

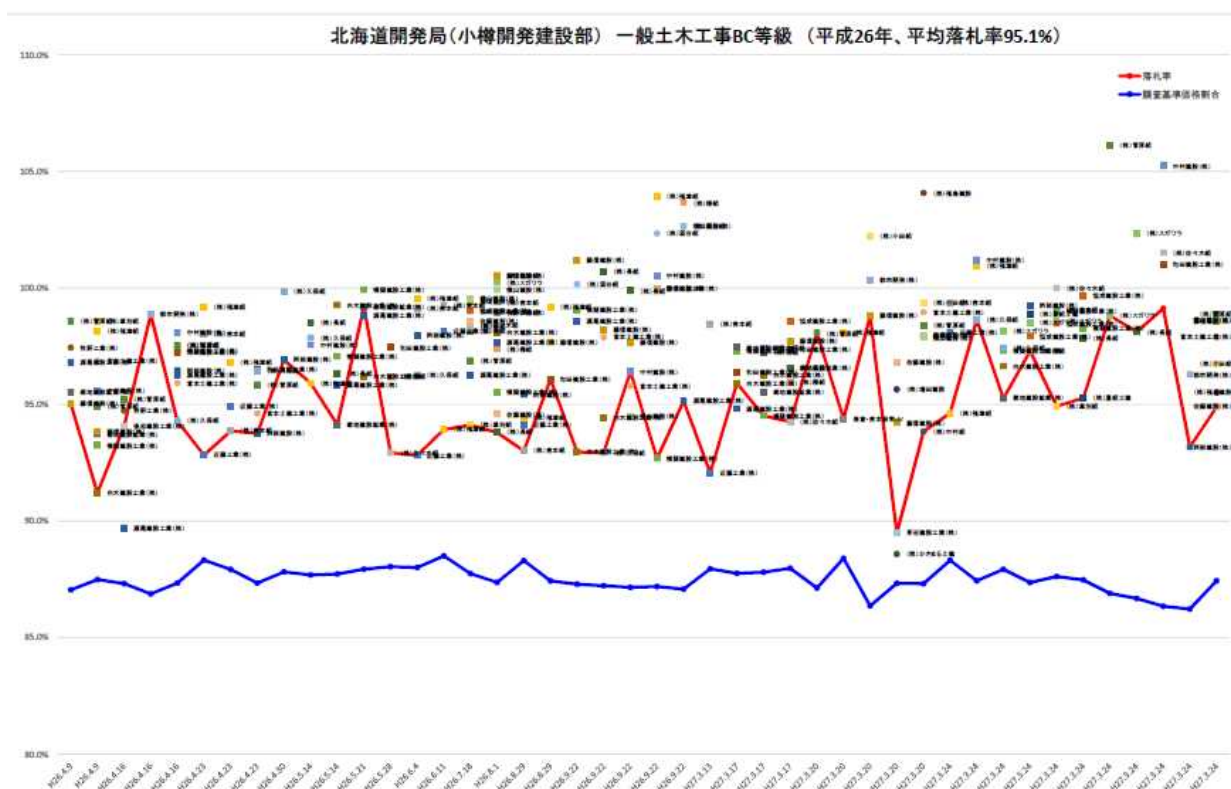
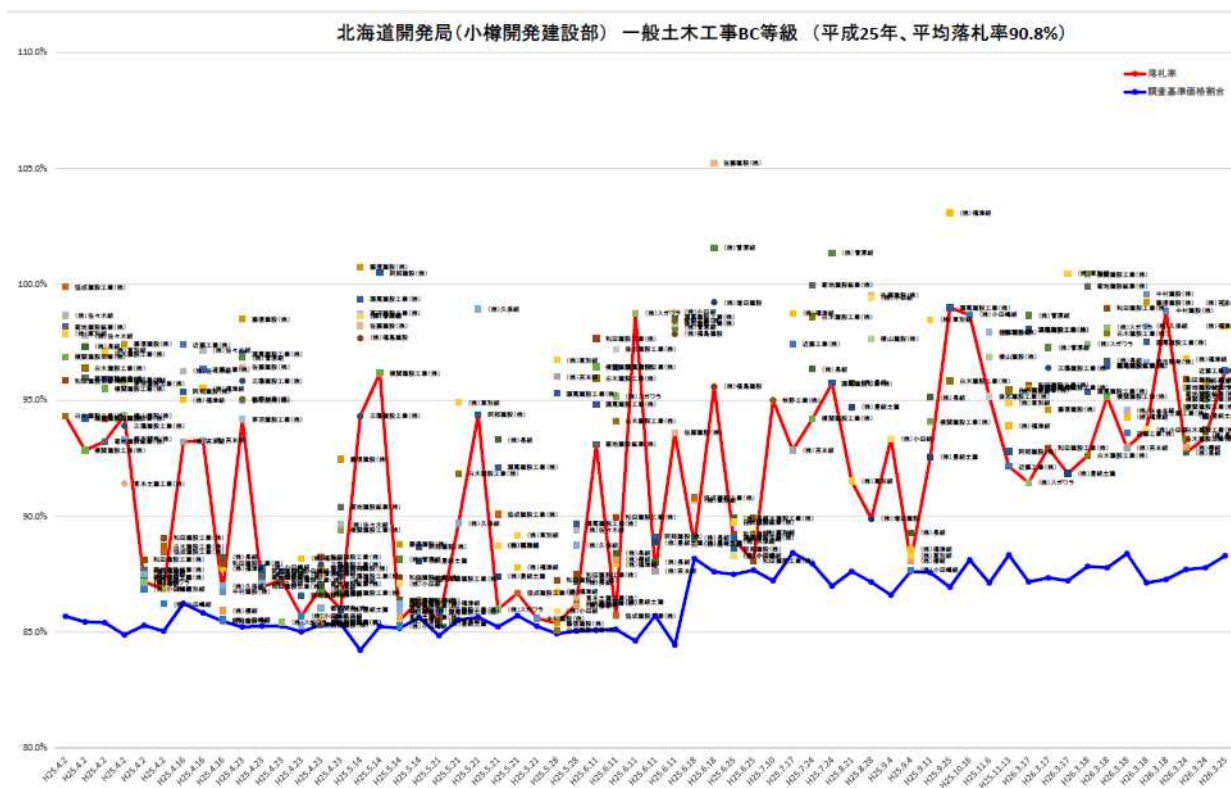
- ・ 本局契約課からは応札落札状況に関するデータ提供をされているが、浜田河川国道事務所は、本局からは特段の指導、助言は受けていないとのことであった。なお、浜田河川国道事務所が分析した情報について本局に情報提供しているとのことであった。
- ・ 浜田河川国道事務所は、不調・不落の工事、業務は内容を見直して再公告しているとのことであった。
- ・ 浜田河川国道事務所は、談合情報対応マニュアル等を運用するに当たって、事案が発生した都度、経理課・発注担当課・副所長による確認を経て、最終的に事務所長から報告しているとのことであった。

入札談合に関する疑義事実の該当性判断にあたっては、発注担当課が中心になってチェックして技術副所長、最終的に事務所長による確認を踏まえて本局の公正入札調査委員会事務局へ報告して判断を仰いでいるとのことであった。

- ・ 浜田河川国道事務所は、談合情報対応マニュアル等を運用するに当たり、マニュアル等にしながら全て本局に報告しており、業務に支障をきたしているということはないとのことであった。

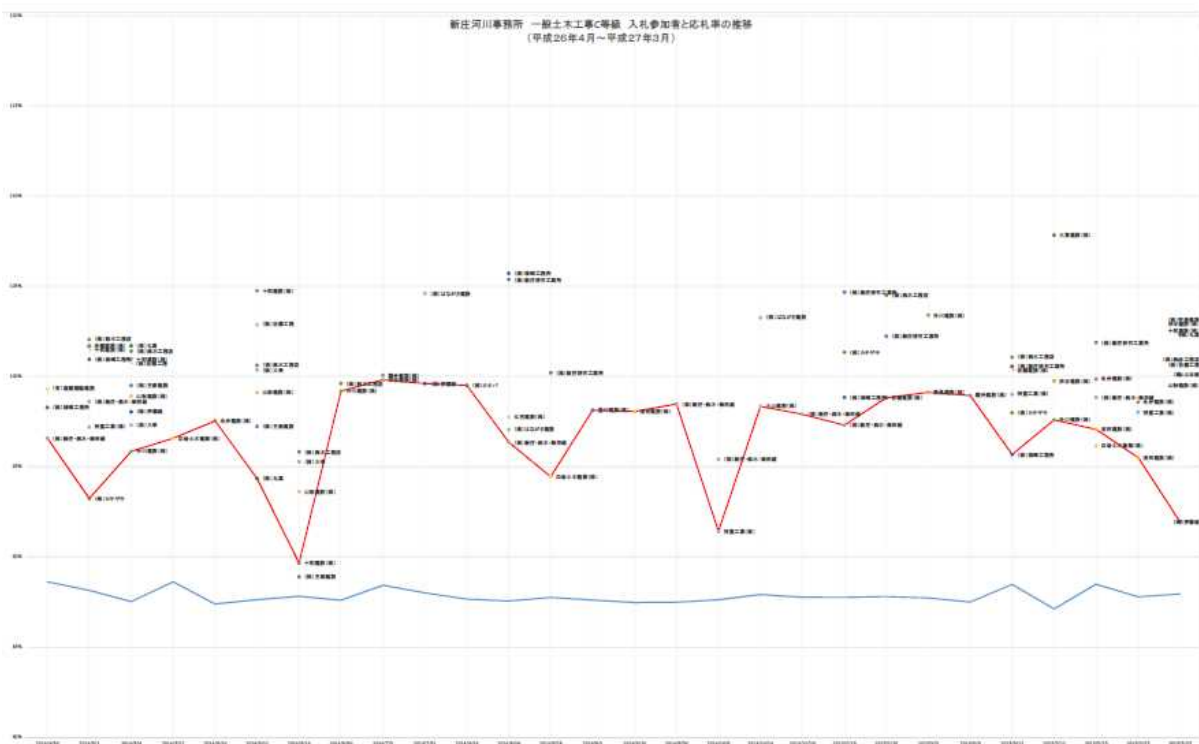
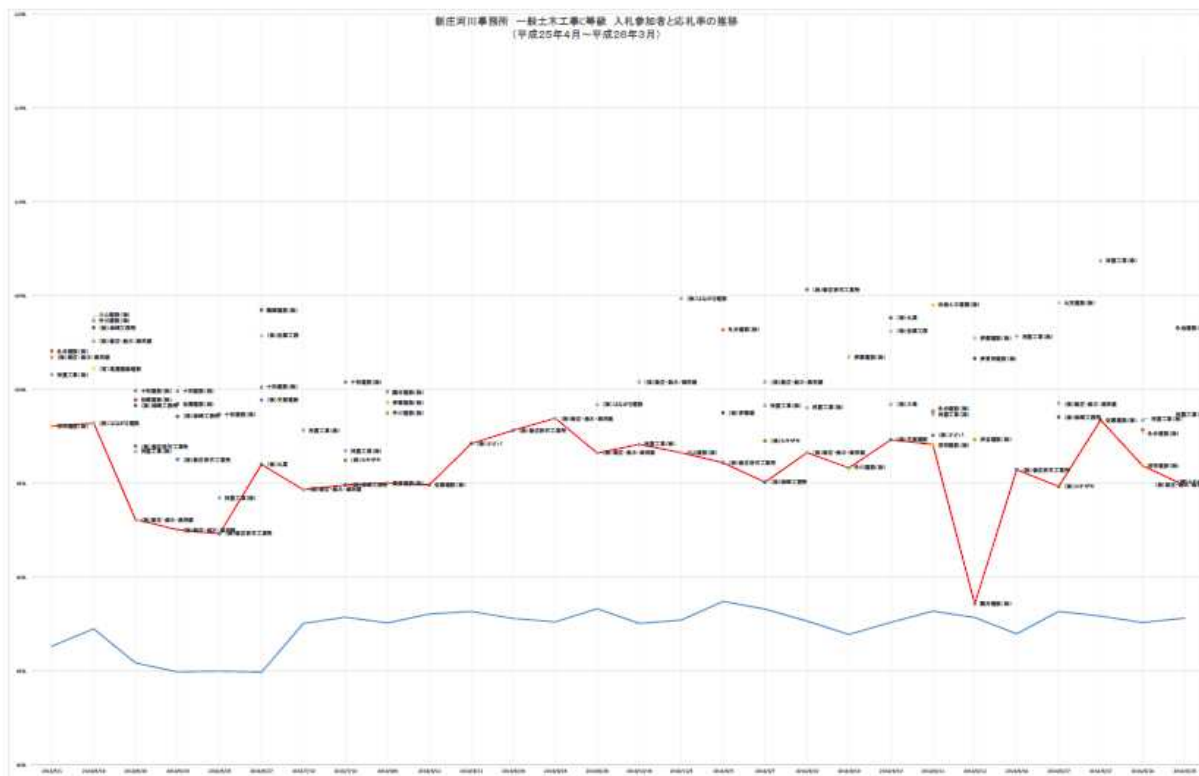
(参考1) 北海道開発局小樽開発建設部における応札・落札状況のグラフ

※折れ線 (赤色) : 落札率、折れ線 (青色) : 調査基準価格割合



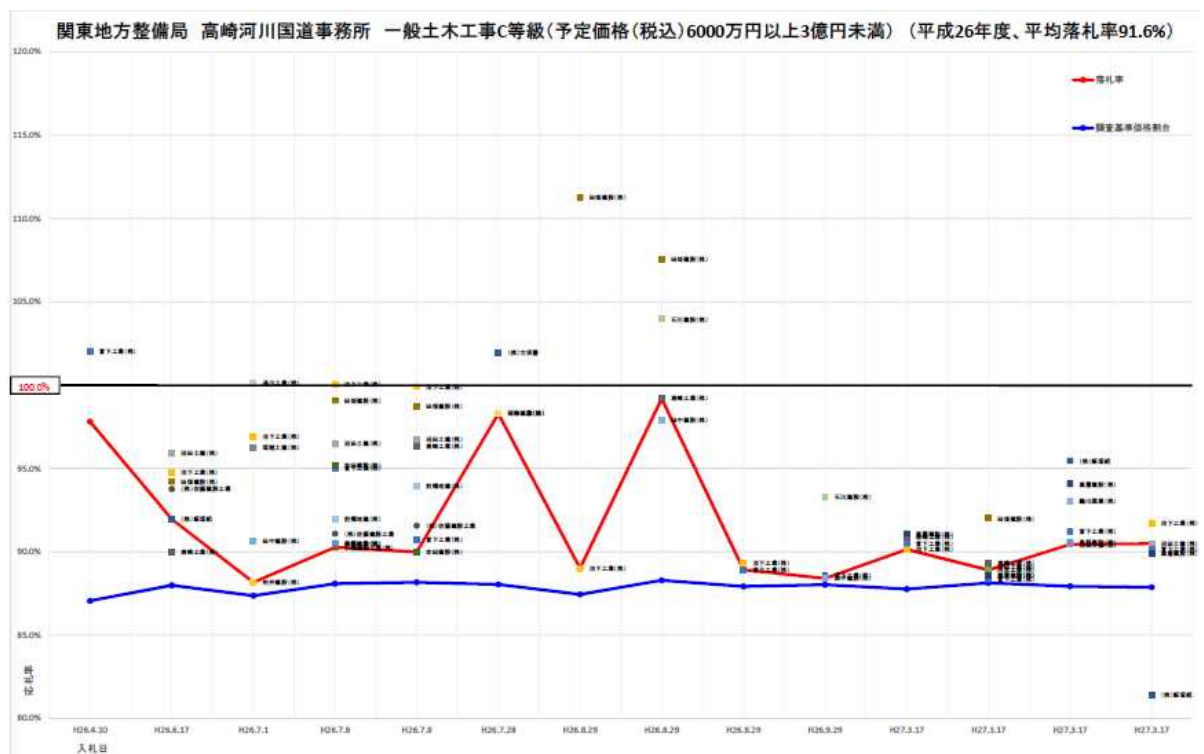
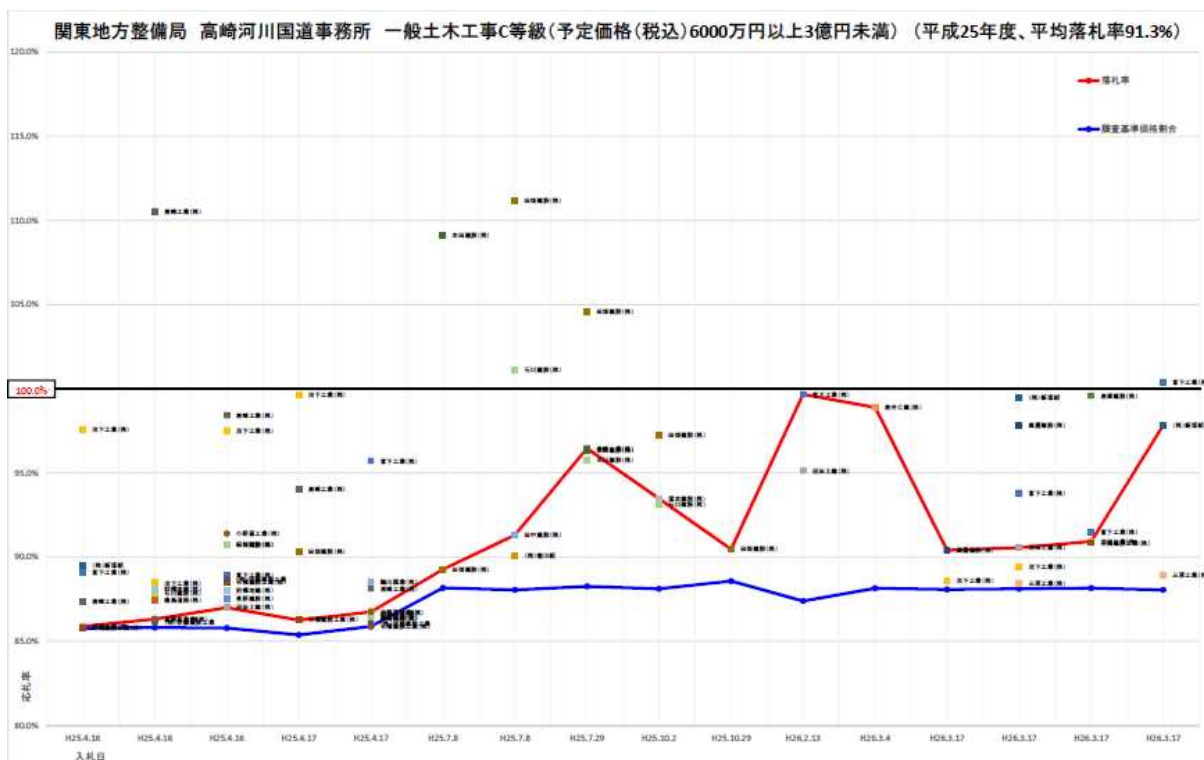
(参考2) 東北地方整備局新庄河川事務所における応札・落札状況のグラフ

※折れ線 (赤色) : 落札率、折れ線 (青色) : 調査基準価格割合



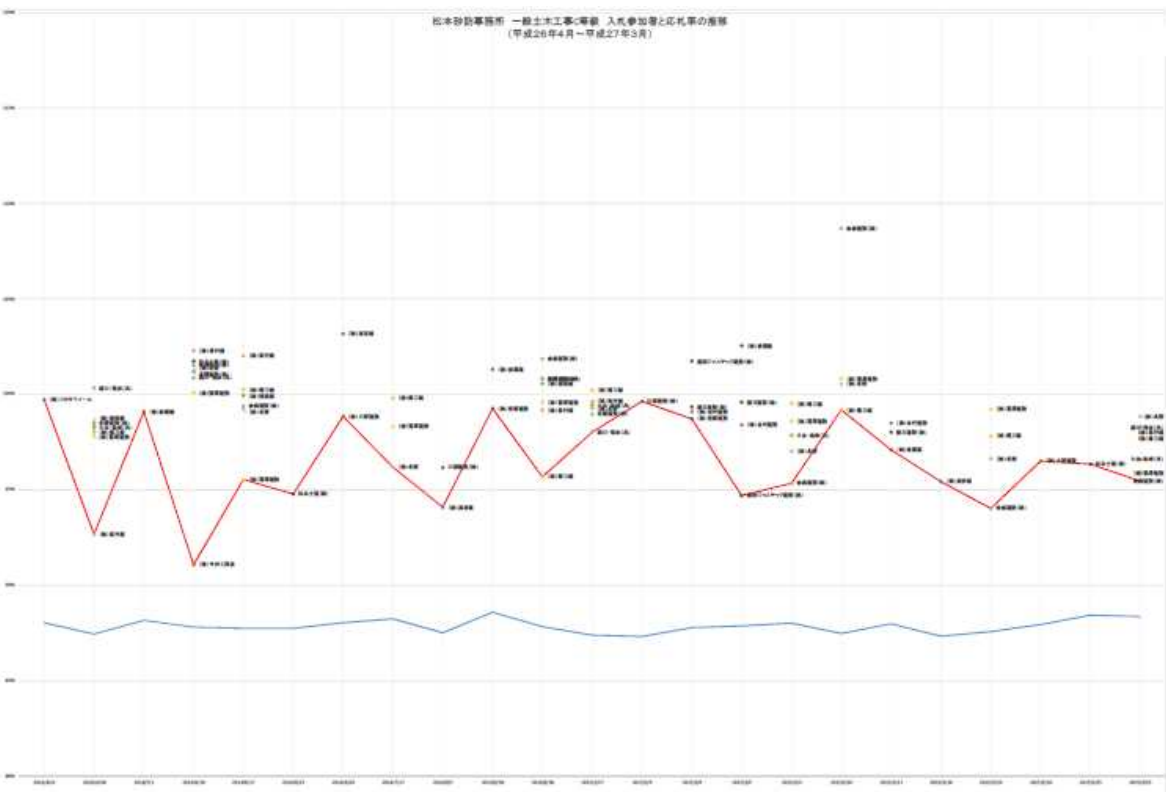
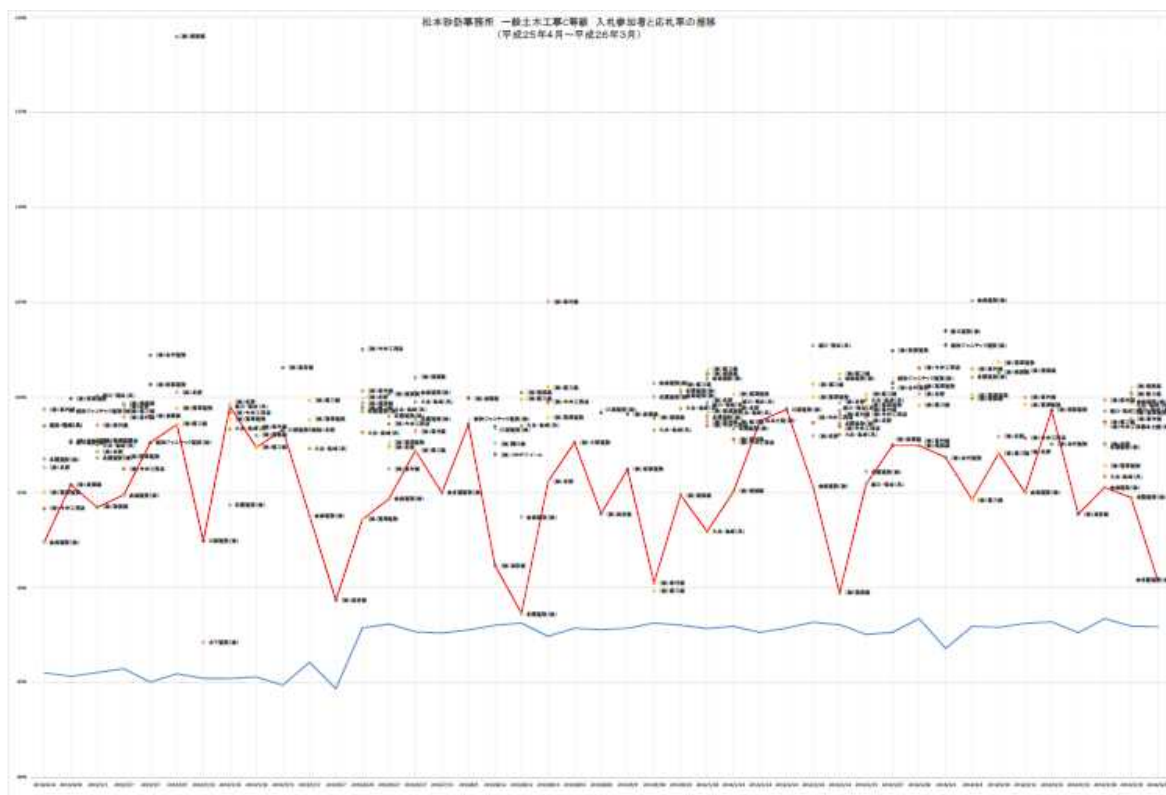
(参考3) 関東地方整備局高崎河川国道事務所における応札・落札状況のグラフ

※折れ線 (赤色) : 落札率、折れ線 (青色) : 調査基準価格割合



(参考4) 北陸地方整備局松本砂防事務所における応札・落札状況のグラフ

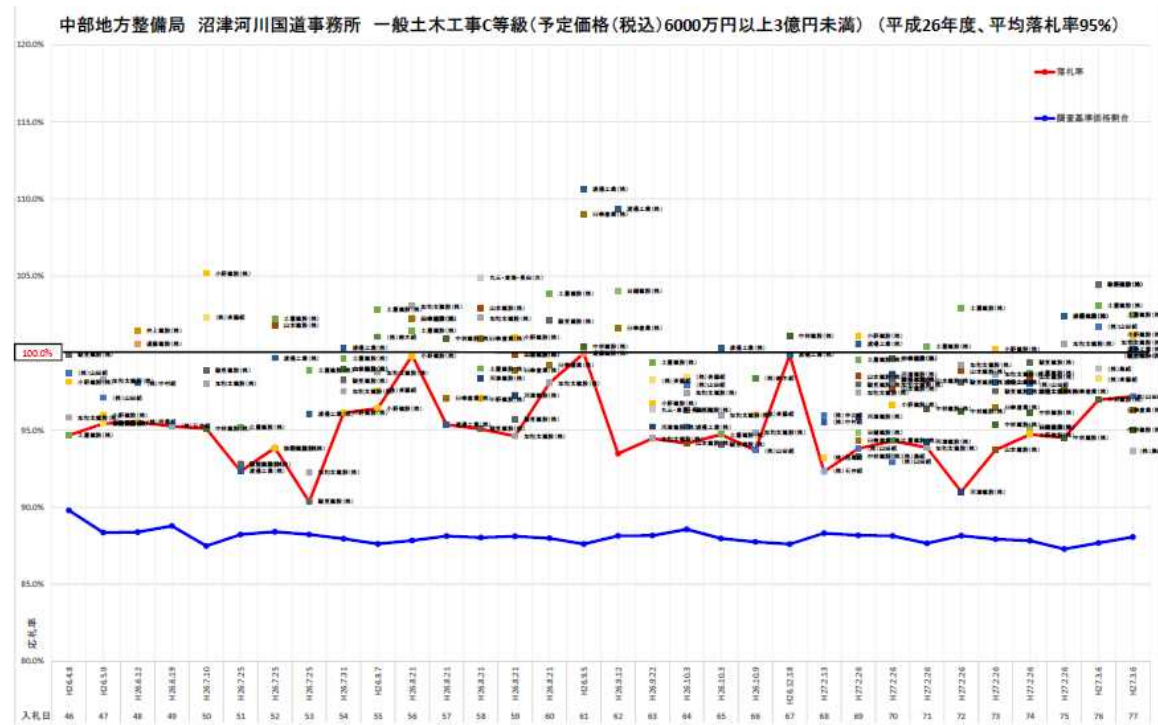
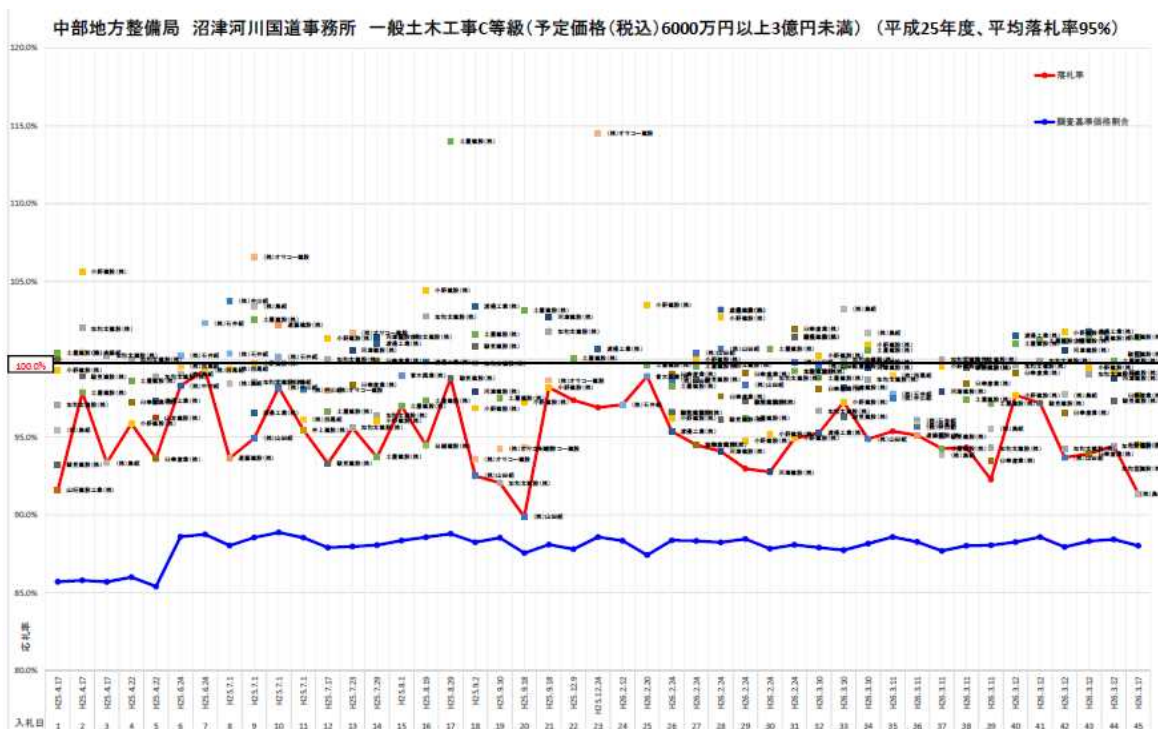
※折れ線 (赤色) : 落札率、折れ線 (青色) : 調査基準価格割合





(参考5) 中部地方整備局沼津河川国道事務所における応札・落札状況のグラフ

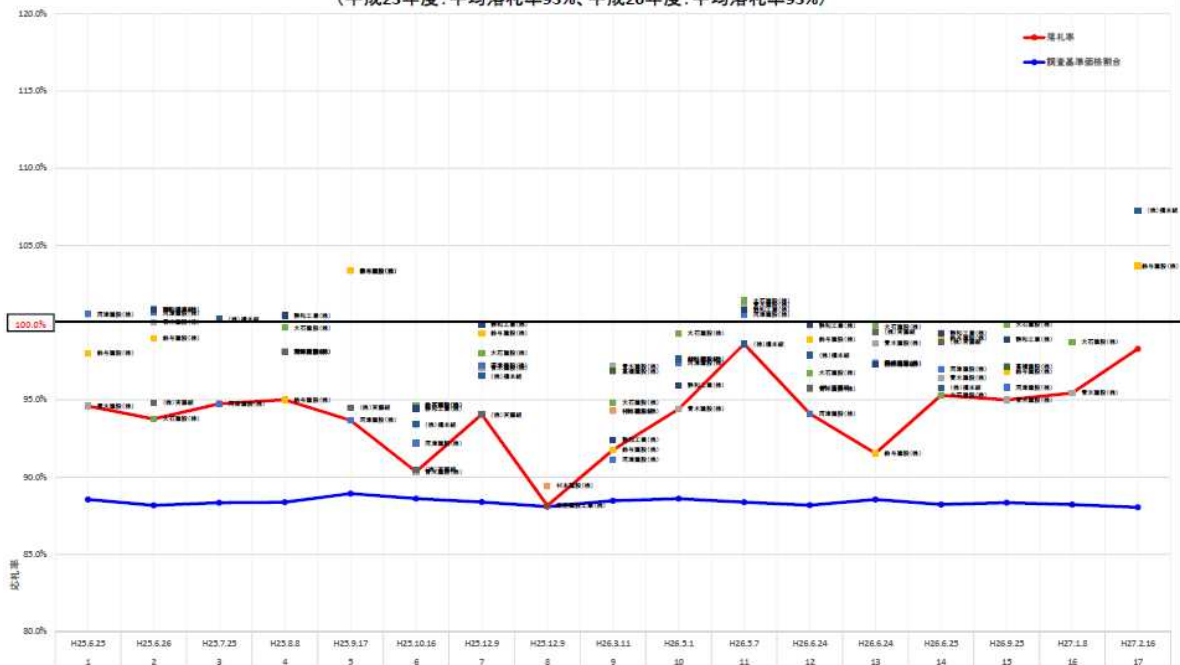
※折れ線 (赤色) : 落札率、折れ線 (青色) : 調査基準価格割合



(参考6) 中部地方整備局清水港湾事務所における応札・落札状況のグラフ

※折れ線 (赤色) : 落札率、折れ線 (青色) : 調査基準価格割合

中部地方整備局 清水港湾事務所 港湾土木工事B等級(分任官)(予定価格(税込)9000万円以上2億円未満)  
(平成25年度:平均落札率93%、平成26年度:平均落札率95%)

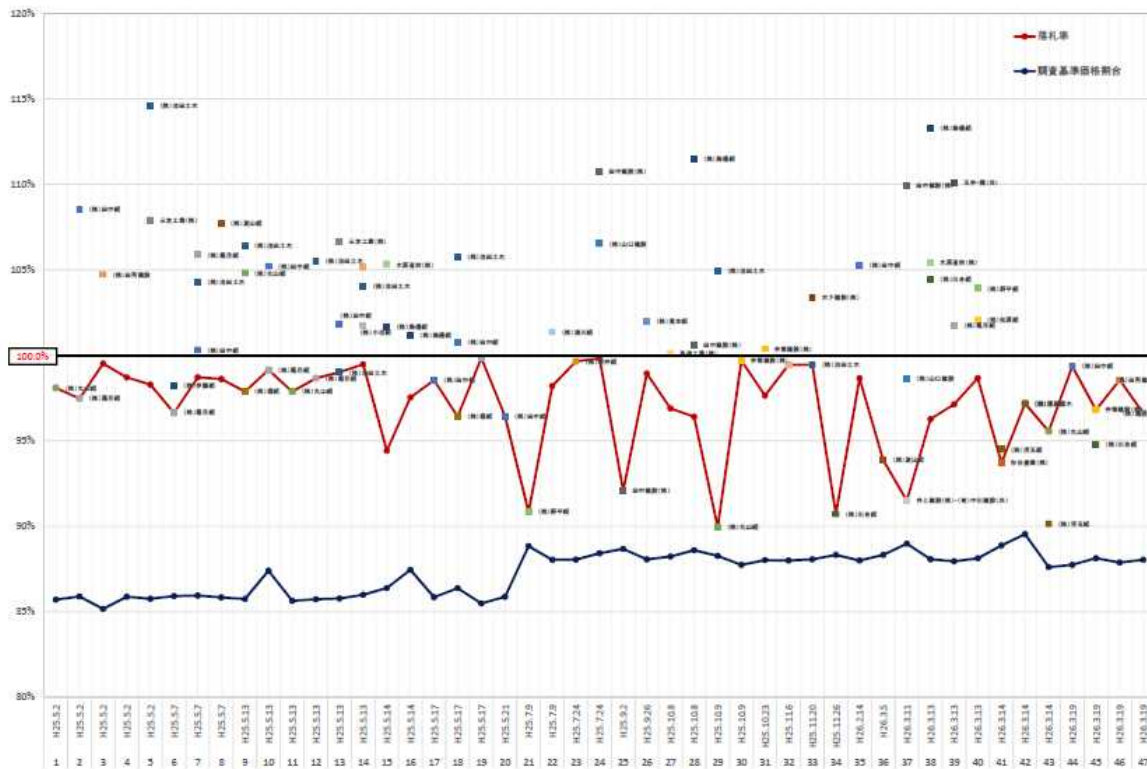




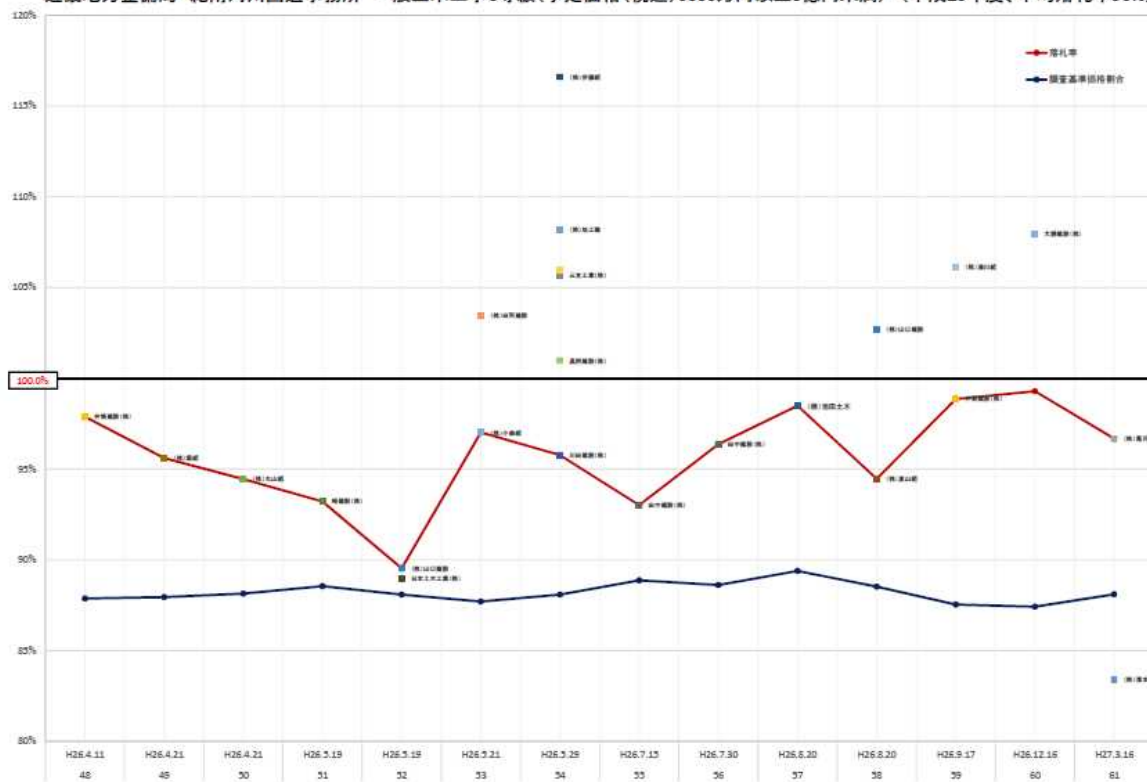
(参考7) 近畿地方整備局紀南河川国道事務所における応札・落札状況のグラフ

※折れ線 (赤色) : 落札率、折れ線 (青色) : 調査基準価格割合

近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 一般土木工事C等級(予定価格(税込)6000万円以上3億円未満) (平成25年度、平均落札率97%)



近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 一般土木工事C等級(予定価格(税込)6000万円以上3億円未満) (平成26年度、平均落札率96%)



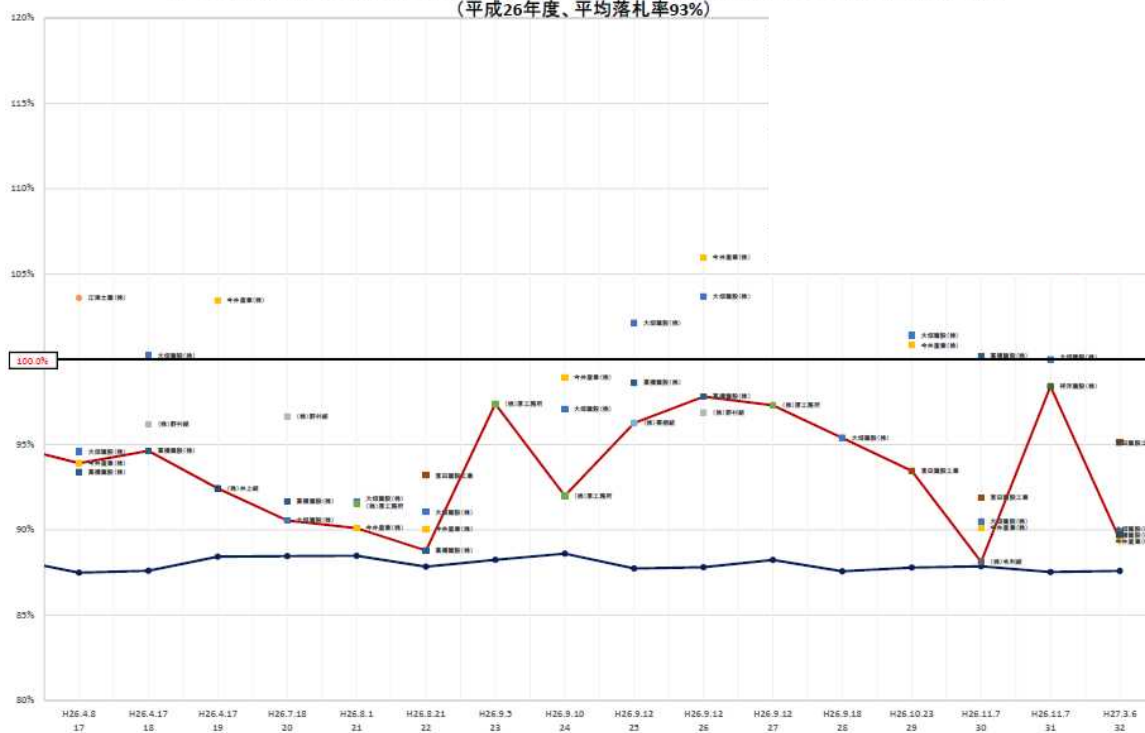
(参考8) 中国地方整備局浜田河川国道事務所における応札・落札状況のグラフ

※折れ線 (赤色) : 落札率、折れ線 (青色) : 調査基準価格割合

中国地方整備局 浜田河川国道事務所 一般土木工事C等級(予定価格(税込)6000万円以上3億円未満)  
(平成25年度、平均落札率91%)



中国地方整備局 浜田河川国道事務所 一般土木工事C等級(予定価格(税込)6000万円以上3億円未満)  
(平成26年度、平均落札率93%)



## 2. 本局の取組状況

### (1) 入札監視委員会の運営状況

#### (北海道開発局)

- ・ 北海道開発局入札監視委員会においては定例会議を半年ごとに年間2回、開発建設部入札監視委員会においては定例会議を四半期ごとに年間4回に開催しているとのことであった。
- ・ 「北海道開発局入札監視委員会の設置及び運営について」の第3条(委員会の委員及び任期等)では、委員の明確な委嘱期間を設けていないが、現在の在任期間の平均は6年ほどとのことであった。ただし、弁護士など後任の委員が見つからないという理由で、現在14年の在任期間の委員がいるとのことであり、地方整備局長あて「入札監視委員会の運用上の留意点について」(平成13年3月30日付本省通知)の別紙「入札監視委員会の運用上の留意点について」第1(1)において、委員の委嘱期間について、委員会の審議の硬直化を防ぐ観点から、「委員の委嘱期間は概ね5年以内とすることが望ましい。」と規定されているところとは乖離が見られた。
- ・ 管内における入札談合に関する情報及び入札談合に関する疑義事実の各内容等については、本局では全道分、開発建設部では自部局分を定例会議で報告しているが、この報告に係る審議においては、談合情報や疑義の内容、対応状況について個々に説明し委員の質問、ご意見をいただいているが、調査・審議の方法について意見をいただいたことはないとのことであった。
- ・ 定例会議において審議の対象となる事案については、以前、抽出案件数を増やすことを検討したことがあったが、一審議当たり2時間としているため、個別案件審議の時間が非常に短くなることから、委員のご意見で現在の審議件数とした経緯があるとのことであった。
- ・ 審議案件の抽出は委員会が当番委員を決めて行っている。開催の1か月から2か月前に事務局が抽出用に落札率、入札参加状況等を取り纏めた資料を持参して、任意に案件を抽出いただいている。場合によっては当番委員から追加で資料などを求められることもあるとのことであった。
- ・ 本局の入札監視委員会で行っている個別案件の審議は、主に発注者における参加資格の設定や落札決定に至る過程を審議していただいている。特に参加者数が少ない案件については、その要因についての質問が多く出されているとのことであった。例えば、平成26年度第2回北海道開発局入札監視委員会の定例会議において審議された札幌開発建設部改修14建築その他工事(一般競争入札)については、一者応札となった理由について委員から質問があった。なお、当該質問に対してはその理由は不明であると回答しているとのことであった。

- ・ 委員から受けた指摘等については、開発建設部の話ではあるが、審議の際の資料等について改善を求められて対応したようなケースがある。例えば、委員の求めに応じてプロポーザル案件等について、具体的な提案内容等を資料として添付するなどしているケースもあるとのことであった。
- ・ 今後、高知談合事案の発生を踏まえて、北海道開発局内の開発建設部における平均落札率の傾向や談合情報等の有無などに着目して、審議対象事案を抽出又は検討することについては、「現状、審議案件の抽出にあたって、委員にそれぞれの案件の落札率や入札状況等を示しており、言われているような観点を加えることは可能であるが、開発建設部での実施の有効性については、よく分からない。」とのことであった。
- ・ 地域ごとの落札状況については、従前より、開発建設部の入札状況等について注視し必要に応じ分析を行っているが、今年度からは官房地方課と調整しながら、応札・落札状況の分析を行っている。入札監視委員会には、現在までのところ分析内容について報告を行った事例はないとのことである。
- ・ 従前より過去に事案のあったような工種については、入札状況等について注視しているところであり、前述の分析等も含め公正な入札が保たれるよう、必要に応じて分析を行っていくこととしている。入札監視委員会には、現在までのところ分析内容について報告を行った事例はないとのことであった。

#### (東北地方整備局)

- ・ 定例会議は、委員会規則に基づき、四半期に1回開催しているとのことであった。
- ・ 委員の委嘱については、原則5年以内としており、5年を超えて委嘱したことはないとのことであった。
- ・ 定例会議においては、管内における入札談合に関する情報及び入札談合に関する疑義事実の各内容等が全件報告されている。談合情報及び事情聴取を含め審議した談合疑義事実については、個別に、情報等の内容や公正入札調査委員会の対応状況について説明しているとのことだった。委員からは、談合情報の信憑性、情報内容の確認や事情聴取等の審議経過に対する質問がされているとのことであった。
- ・ 定例会議の審議対象案件は、委員の持ち回りで無作為に抽出いただいている。
- ・ 「再度入札における1位不動状況」及び「低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況」については、概ね2年で全ての工事種別が対象となるように、毎回3工種を抽出して頂いているとのことであった。
- ・ 抽出事案については、個別案件ごとに競争参加資格要件等を説明したのちに委員の審議をいただいております、競争性の確保の観点から入札参加者を増やせないか

などの意見をいただくことが多いとのことであった。

しかしながら、地域要件については、特に道路維持工事など、即応性、地元精通性が求められるため緩和することが難しい案件もあり、また、施工実績についても緩和が難しい案件があるとのことであった。

特に新庄のように3つの生活圏に分かれている遠隔地については、①そもそも営業所を設けている業者が限られていること、②砂防工事等の現場は営業所からの移動距離が長く、土石流などのリスクもあり、作業員の確保の問題もあり、営業所を設けていない事業者には敬遠されること、③同地域での発注工事が限られており、事業者が営業所を新設する動きは考えにくいこと、④東北では土木Cの場合は他県から入ってくる例が稀であること等から、競争性の確保には限界があるとのことであった。

ただし、一般土木の拡大C（3億超）では宮城県内の工事で隣県が応札する例もあるとのことであった。

- ・ 委員から受けた指摘等については、発注時期を適切なものとするよう発注時期の平準化についても努めていく等入札・契約業務に反映させるように努めていく旨回答しているとのことであった。
- ・ 入札監視委員会では、直近3か月間の工事等の中からの審議対象事案をクロスセクショナルな視点に立って抽出しているが、談合が一定の継続性のあるものであることを考えると、事務作業の過度な負担とならない限りで、タイムシリーズ的な視点での資料を作成し、これを委員にお示しして、審議対象事案を抽出いただくことも考えていくべきかもしれないとのことであった。
- ・ 地域ごとの落札状況については、事務所ごとの落札率、業者ごとの落札額などを本局契約課が作成した上で本局及び事務所ホームページにおいて公表している。本局は、このような作業を通じて地域ごとの落札状況を注視しているが、入札監視委員会には報告はしていないとのことであった。
- ・ NEXCO東日本などが発注した東北地方における道路舗装工事については、平成27年1月下旬に強制捜査が入ったということもあり、その後3月に開催された入札監視委員会でも報告したが、今後も注視することが大事であるとの意見があった。

#### (関東地方整備局)

- ・ 本局では、入札監視委員会の定例会議を、四半期ごとに、年間4回開催しており、委員の委嘱期間は、本省通知（平成13年3月30日付け「入札監視委員会の運営上の留意点について」）に基づき、5年以内で委嘱しているとのことであった。
- ・ 本局では、入札監視委員会において、定例報告として、全ての談合情報及び疑

義事案について、談合情報及び疑義事実の内容、公正入札調査委員会の対応状況等を報告しているとのことであった。

- ・ 入札監視委員会の審議対象となる事案は、各委員の持ち回りで、原則、無作為に抽出しているとのことであった。その際、事務所や工種のバランス等を考慮して抽出するようお願いしているとのことであった。
- ・ 再度入札における一位不動状況については、毎回、全ての工事種別について報告しており、等級区分のある工事種別については、等級区分別に報告しているとのことであった。また、「一般土木」、「維持修繕」の工事種別については、工事内容別の内訳を作成し、報告しているとのことであった。低入札価格調査制度対象工事の発生状況についても、毎回、全ての工事種別について報告しているとのことであった。
- ・ 本局では、抽出事案に係る競争参加資格の設定等が適切に行われているかどうかという点は、事務局から、個別案件ごとに競争参加資格要件等を説明し、委員から質問等を受けており、参加者が少ない場合、より競争性を高める（競争参加者を増やす）工夫を求める意見の他、配置予定技術者の資格要件の設定の考え方等についての質問があるとのことであり、審議内容については、所見は特に無いとのことであった。
- ・ 委員から受けた意見等について、入札・契約業務の改善の参考にさせていただくと回答し、個別案件ごとの競争参加資格の表現の改善等を行うなどの対応をしているとのことであった。
- ・ 入札監視委員会では、案件抽出は委員の無作為抽出が基本とされており、抽出時における動向などを注視しつつ、談合情報の有無や平均落札率の傾向などを抽出の際に情報提供するというのも一案と考えられるとのことであった。その際、情報提供に伴う事務負担（管内約1300件に及ぶ工事件数について種別ごとの平均落札率等を整理するには相応の事務負担が生じる）や抽出委員に予見を与えないような情報提供の行い方に配慮する必要があると考えられるとのことであった。また、過去の談合事案等を踏まえた観点からの抽出を入札監視委員会で継続的にチェックを行っているが、いつまで見続けるべきかについて明確にすることも必要と考えるほか、現場では何を見られるかが分からないという無作為抽出による緊張感も大事であり、見るべき工事種別をどう抽出するかもポイントではないかとのことであった。
- ・ 平成25年度から、事務所ごとの一般土木C等級の平均落札率を毎月ホームページで公表し、高い落札率で高止まりしていないか継続的に分析しているが、入札監視委員会には報告していないとのことであった。

(北陸地方整備局)

- ・ 定例会議は四半期に1回開催しているとのことであった。
- ・ 委員の委嘱期間は、本省通知に基づき、概ね5年以内となっているとのことであった。
- ・ 定例会議においては、管内における入札談合に関する情報及び入札談合に関する疑義事実の各内容等が全件報告されている。入札談合情報は該当がないが、疑義事実については、事務局が、公正入札調査委員会の審議結果を説明した上で委員による審議がされているとのことであった。
- ・ 「再度入札における1位不動状況」及び「低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況」については、本省からの通知に従って、該当するもの全てを報告しているとのことであった。
- ・ 定例会議の審議対象案件は、委員においてニュートラルな見地で抽出いただいております。1件1件掘り下げた審議を行うとの観点から見て適切な案件数を抽出するという考え方によっているとのことであった。
- ・ 抽出については、第一部会では、委員により事前は無作為抽出の方法で行われているとのことであった。
- ・ 抽出事案に係る競争参加資格の設定等について委員によって審議されており、審議の過程においては、一者応札の事案等について入札参加者をどう増やせるのか等についても話題となるとのことであった。
- ・ 高知事案をふまえ、落札率が高い傾向が続いていること、あるいは、談合情報があること等に着目する等新たな視点に立った審議対象案件の抽出方法の設定が考えられているか否かという点については、
  - ①委員においても抽出に当たって落札率が高いことを一定程度考慮されているのではないかとと思われる
  - ②本局は、本省から示された条件下で、委員の判断による抽出を受け止め、審議を支える立場であると認識している
  - ③維持管理の時代への移行や一定期間での落札率の推移等の観点を案件審議の中に活かしていくことも今後の課題なのかもしれない
 という所見であった。

#### (中部地方整備局)

- ・ 本局では、入札監視委員会の定例会議を四半期ごとに、年4回開催しており、委員の委嘱期間は原則、5年以内で委嘱しているが、弁護士においては委員を推薦する弁護士会の規定により4年となっているとのことだった。なお、委員は8名で第一部会（建設）5名、第二部会（運輸）3名により構成されており、部会ごとに審議されているとのことだった。
- ・ 本局では、入札監視委員会の定例会議において、定例報告として、公正入札調

査委員会において付議のあった談合情報及び談合疑義事実案件全てを報告しているとのことだった。

また、入札監視委員会の各委員には談合情報及び事情聴取を含め審議した談合疑義事実案件については、情報等の内容や公正入札調査委員会の対応状況等を資料に基づき詳細を事前説明しており、定例会においては質問等ないとのことから、引き続き適切に対応していきたいとのことだった。

- ・ 本局では、入札監視委員会の定例会議において審議の対象となる事案は、その抽出に当たっては各委員の持ち回りで事前は無作為の方法で行われているとのことだった。

また、第二部会においては、その抽出方法は第一部会と同様に無作為の方法で行われているとのことだった。

なお、各委員においては審議時間も長く、抽出案件にも時間を費やしていることもあり、件数について本局として所見は、特にないとのことだった。

- ・ なお、第一部会においては、事務所のバランス等を考慮して抽出しているとのことだった。

また、第二部会においては、入札・契約方式、事務所のバランスに加えて1社応札も考慮して抽出していただいているとのことだった。

抽出方法については、委員は1者応札、落札率等の観点で抽出していると理解しており、本局として所見は、特にないとのことだった。

- ・ 再度入札における1位不働状況及び低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況の報告に係る工事種別及び等級区分等は、第一部会では、年度内に全ての全工事種別が対象となるように抽出し、第二部会では、概ね2年間で一通りの工事種別が対象となるよう抽出している。

等級区分のある工種が抽出された場合は、等級区分別に資料を作成、報告しており、抽出方法について、所見は特にないとのことであった。

- ・ 抽出事案に係る競争参加資格の設定等が適切に行われているかどうかについては、本局から、個別案件ごとに、競争参加資格要件等を説明したうえで、委員から質問等を受けている。競争参加者が少ない事案については、競争性を高める観点から、本店・支店・営業所の所在地の地域要件や、同種・類似工事の施工実績について、委員から意見をいただき、それを踏まえた見直しを行う例があるとのことであった。
- ・ 委員から受けた指摘等については、しっかりと受け止めており、競争性を高めるため、地域要件を広げたり、適切な発注時期とするため、発注の平準化について努めるなど、入札・契約業務に反映させるよう努めているとのことであった。
- ・ 入札監視委員会では、審議対象案件の抽出に当たって、落札率が高いこと及び参加者数が少ないことに着目して抽出されることが多々ある。また、談合情報等



については、公正入札調査委員会で、適切に対応するとともに、談合疑義案件については、定例会議等で報告していることから、委員から談合情報等に着目した抽出はなく、今後も、この様な方法で適切に対応していきたいと考えているとのことであった。

なお、一般土木C等級の落札率が95%を超えることも多いため、全工事の平均落札率や参加業者数などの情報を、第1回入札監視委員会の定例会議において前年度分を報告しているとのことであった。

- ・ 地域ごとや業種ごとの落札状況については、建設分野では、昨年度から、事務所ごとの一般土木C等級の平均落札率を事務所及び本局において注視・分析し、港湾分野では、平成25年度から、事務所ごとの港湾土木B等級の平均落札率を事務所及び本局において注視・分析しており、いずれも毎月公表しているとのことであった。

また、公正入札調査委員会に付議したものについては、入札監視委員会に報告しているとのことであった。

#### (近畿地方整備局)

- ・ 本局では、入札監視委員会の定例会議を、規則に基づき、四半期ごとに年間4回開催している。
- ・ 委員の委嘱期間は、本省通知に基づき、概ね5年以内となっているとのことであった。
- ・ 入札監視委員会の定例会議においては、全ての談合情報及び談合疑義事実案件について、内容及び公正入札調査委員会の対応状況を説明し、委員から質問をいただいております。平成26年9月からは、委員からの提案により、事情聴取していない案件についても、公正取引委員会に送付しているとのことであった。審議内容については、特に所見はないとのことであった。
- ・ 入札監視委員会の定例会議において審議の対象となる事案の件数について、特に所見はないとのことであった。
- ・ 審議対象案件は、各委員の持ち回りで、原則、無作為に抽出されている。また、抽出方法について、特に所見はないとのことであった。
- ・ 再度入札における1位不動状況及び低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況の報告については、毎回全ての工事種別、等級区分のある工事種別は等級区分別に報告しており、説明は要約版により、工事種別ごとの発生件数、率を説明している。総合評価方式で無効件数は増加しており、低入札調査件数は極端に減少(過去3年では年間3～6件)しているとのことであった。

1位不動状況の報告については、入札回数制限以降激減しているが、問題が無いことを報告する意味で必要と考えている。低入札価格調査制度調査対象工事の

発生状況については、会議開催年度前5年度分を資料として提出しているが、5年度分も必要ないのではないかと考えているとのことであり、要約版では3年度分の件数のみ報告しているとのことであった。

- 抽出事案に係る競争参加資格の設定等が適切に行われているかどうかについては、事務局から、抽出案件ごとに業者選定に関する契約方式・競争参加資格要件・指定テーマ・参加申請者数・入札者数・技術評価点・入札調書・入札結果等を説明し、委員から質問等を受けている。

委員からは、参加申請者のうち辞退者がいる場合何か事情があるのか、参加者が少ない場合他の者が入札に参加しにくい状況があるのか、落札率が高いのは何故か、予定価格超過が多い原因は何故か、などの質問があるとのことであった。

- 委員から受けた指摘等については、入札・契約業務の改善の参考にさせて頂いており、個別案件で参加者が少なかった場合などでは、業務の履行実績に係る要件を拡充するなど競争参加資格の要件の改善等を行っているとのことであった。
- 現在、入札監視委員会の審議対象事案は、原則、無作為に抽出しているが、談合情報の有無や事務所ごとの平均落札率の傾向などを情報提供することは、必要な抽出作業環境であると考えており、その場合、今日の提出資料に含まれている表一枚くらいでよいのではないかととのことであった。また、談合情報についても、同様に対応することは可能等と考えているとのことであった。

その際、事務負担を考慮して、事務所ごとの平均落札率は、一般土木Cを対象として情報提供し、委員の意見があれば、可能な範囲で工種・等級の追加を行うことがよいのではないかととのことであった。

- 地域ごとの落札状況については、毎月行われるコンプラ推進本部会議で、2事務所の所長から一般土木Cと全体の落札率、受注シェアの状況を報告し、契約課からは年1回、全事務所分の一般土木Cの落札率、受注シェア（大規模事務所のみ）の推移を報告しており、別途、契約課内で四半期ごとの入札状況の分析を実施している。分析結果については、入札監視委員会には報告はしていないとのことであった。

#### (中国地方整備局)

- 本局では、入札監視委員会規則に基づき入札監視委員会の定例会議を四半期ごとに年4回開催しているとのことであった。
- 本局では、委員の委嘱期間は5年以内で行っているとのことであった。
- 本局では、入札監視委員会の定例会議において、定例報告として、入札談合に関する情報及び入札談合に関する疑義事実の各内容、公正入札監視委員会の審議状況等を全件報告しており、これまで委員からは報告に対して質問・意見は出されていないとのことであった。

- ・ 本局では、入札監視委員会の定例会議において審議の対象となる事案の抽出に当たっては各委員の持ち回りで、原則、無作為に抽出して頂いており、委員の関心（落札率、一者応札等）に応じて任意に抽出されている実態であり、抽出方法に関して、中国地方整備局として特に所見はないとのことであった。

また、審議時間について、平成27年度第2回定例会までは審議時間を2時間30分としていたが、時間を超過するなどやや窮屈な場合があったことから、十分な審議時間をとりたいとの委員の意見も踏まえ、第3回以降、審議時間を3時間と改善したとのことであった。
- ・ 本局では、再度入札における一位不動状況は、毎回、全ての工事種別について等級区分別に報告しており、低入札価格調査制度対象工事の発生状況についても、毎回、発生した全ての案件について報告しており、抽出はしていないとのことであった。
- ・ 本局では、抽出事案の個別説明において、事業の概要と競争参加資格の設定理由等を説明し、委員からの質問等を受けており、質問内容は主に、参加者が少数の場合に、考えられる理由や過去の入札参加状況、参加資格要件（会社・技術者）設定の考え方、要件緩和の可否等であるとのことであった。
- ・ 委員からの意見等で参考となるものに対しては「今後の参考にしたい」として回答しているとのことであり、平素から委員の質問内容等を事務手続きに反映するよう心がけているとのことであった。
- ・ 入札監視委員会では、基本的に審議対象事案は無作為に抽出すべきものとされているが、抽出に際し、談合情報の有無あるいは平均落札率の傾向などを情報提供することも可能であると考えられるとのことであった。このような視点で注視しているということを事務所や業界に伝えることは抑止効果として期待されるところと考えられ、一方、委員による審議事案の抽出選定の余地や審議時間への配慮等も踏まえ、運用方法については検討を要するのではないかとの考えであった。
- ・ 地域ごとの落札状況については、昨年の秋から契約課において、事務所ごと、工事種別ごとに落札率、入札参加者数、業者別受注実績、談合疑義事実の確認基準による分析を行っているが、その結果は入札監視委員会には報告していないとのことであった。

## (2) 本局から事務所等への指導・助言状況等

### (北海道開発局)

- ・ 本局及び開発建設部の課所長に対して、コンプライアンス講習の実施や、コンプライアンス・ハンドブック、コンプライアンス通信を配付し、課所長が職場内ミーティング等において部下職員への周知や意見交換を行う取組を実施しているとのことであった。

その他、全職員にコンプライアンス携帯カードの配布や、eラーニングを実施し、コンプライアンスの知識・意識の向上に取り組んでいるとのことであった。

また、開発局では、法令遵守にとどまらず社会的使命を果たしていくことがコンプライアンスの真の目的であると捉え、その達成に向けて組織を活性化するため、風通しの良い組織風土づくり、人材育成、効果的な業務運営に取り組んでいるとのことであった。

開発建設部における推進状況については、本局推進本部において開発建設部長から報告を受け、取組状況の確認をするとともに、意見交換や必要な指導を行っているとのことであった。
- ・ 開発建設部における平均落札率の傾向や談合情報等の有無に着目した本局の指導等については、本局では毎月、開発建設部の平均落札率の推移について作成し、年度ごとの受注者のデータと併せて送付し、自発注分工事の入札状況等を注視するように指導しているとのことであった。
- ・ 発注者支援業務においては、受注者に厳格な守秘義務の遵守を求めているところである。また、積算補助業務においては具体的な金額が算出されないようにし、技術審査業務においては技術提案や施工計画等の審査を行わせていないことから、同一企業による受注により問題が生じることは想定していないとのことであった。
- ・ 公正入札調査委員会への付議を検討すべき疑義案件の選定に関する基準については、入札談合に関する疑義事実の付議基準について、工事及び業務については、平成21年度に設定し、平成23年度に談合情報対応マニュアルを整理、平成25年度に見直し等を行っている。また、物品・役務については、平成24年度から設定しており、平成25年度に見直し等を行っているとのことであった。
- ・ 談合情報については、職員しか知り得ない情報が漏洩していると思われる場合、関与したとされる職員が特定できる場合、関与の具体的な態様が判別できる場合、また、メモや録音テープなど具体的な物証が寄せられた場合などには、職員への事情聴取を行うこととしているとのことであった。

### (東北地方整備局)

- ・ 本局におけるコンプライアンスの取組としては、例えばコンプライアンス意識の高揚などの取組状況を、一般監査（今年度は12事務所）を通じて確認している。一般監査以外でも、適正業務管理官は、コンプライアンス通信などを通じて発注者綱紀保持や、発注事務以外のコンプライアンス全般について、職員の意識啓発に取り組んでおり、コンプライアンス・ミーティングに関しても具体的事例などを作成した上で事務所に送付し実施させている。特にワールドカフェ方式などを利用した際には、職員から様々な意見が出てくるなど有意義だったと聞いている。そのほか公正取引委員会から講師を招くなどしているとのことであった。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理の徹底については、業務ごとには確認しているが、例えば積算補助業務及び技術審査業務について同一の会社が受注した場合の分離体制については、明確なルールがない上、具体的な支障も生じていないため、現在確認まではしていないとのことであった。
- ・ 公正入札調査委員会への付議を検討すべき疑義案件の選定に関する基準については、これを設定し、適宜見直しを行っているが、事務所等からの意見を踏まえた見直しということも考えられるが、東北地方整備局独自に行ったことはないとのことであった。
- ・ 職員の関与のおそれがある場合の事情聴取については、具体的な基準は設けていないが、談合情報等対応マニュアルに基づき、公正入札調査委員会にて審議し、適切に対応しているとのことであった。

#### （関東地方整備局）

- ・ 本局では、事務所等におけるコンプライアンスの推進状況について、基本的には一般監査（3年間で全事務所を一巡。現時点で全事務所実施済み）において、主任監査官が、事務所長・副所長から個別にコンプライアンス推進計画の取組状況、事業者との接触や対応状況、情報管理の状況をヒアリングして確認している。また、毎月、本局におけるコンプライアンス推進本部開催時に2事務所長からも同様の内容について報告して頂き確認している。さらに、適正業務管理官が全事務所に赴いて、コンプライアンスに関する講習と意見交換を行っているほか、「公務員の不祥事等」の毎月配信と「コンプライアンスメール」の随時配信及び「コンプライアンス・ミーティング」の題材を四半期ごとに配信している。なお、「コンプライアンス・ミーティング」の題材については、毎回3問（発注事務、倫理法、情報セキュリティの3種類。）を配信しているが、特に発注事務に関する題材は似たような事案が多くなりがちな面もあり、既に各地整間で連携をとる等により題材を工夫しているとのことであった。

そのほか、今年度から新たに職員のコンプライアンス意識を更に高めるための取組として、11月12日（木）～11月18日（水）までの1週間を「関東地

方整備局コンプライアンス週間」と定め、パソコン上における局長によるコンプライアンス遵守メッセージの表示、外部講師による講習会（外部講師の許可を得て局内テレビを通じて定期的に配信）、コンプライアンス研修用DVDの映像配信（局内テレビを通じて配信）などの取組を実施している。なお、本週間後に職員に対してアンケートを実施したところ、「継続」又は「改善して継続」という意見が大多数であったが、国家公務員倫理週間（12月上旬）と時期が近いため時期を離れた方がよいとの意見もあった。

なお、本局管内においては、平成25年度から全事務所で事務所ごとに年度コンプライアンス推進計画を策定させ、その実施状況の報告を受けているとのことであった。

- ・ 事務所等における平均落札率の傾向や談合情報等の有無などに着目した本局による指導等については、本局で毎月事務所の一般土木C等級の平均落札率の推移データを収集し、年度ごとの受注業者ごとの受注割合データと併せて極端な傾向等がないかチェックを行っているが、現在のところ談合疑義等の状況は見受けられないとのことであった。

なお、落札率の高止まり傾向等の状況が見受けられた場合は、その背景を探るべく事務所へのヒアリング等を行った上で、適切に事務所を指導していきたいと考えているとのことであった。

- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理の徹底の必要性や、積算補助業務と技術審査業務とを同一の会社等が受注した場合における両業務の分離体制の確保の必要性については、積算技術業務や技術審査業務の競争参加者が少ないことに鑑みれば、これら業務を遂行するための今後の課題であると認識しているとのことであった。

なお、本局管内全ての事務所において、積算技術業務については持ち帰り方式、技術審査業務については在庁方式を採用しており、両業務の分離体制の確保は図られているものと考えているとのことであった。また、共通仕様書で「守秘義務」をかけているとのことであった。

- ・ 公正入札調査委員会への付議を検討すべき疑義案件の選定に関する基準については、平成22年10月に当地整の取扱基準を策定している。また、平成26年4月に当地整基準を改正しているが、現時点では、関東地整独自に見直しを検討する必要性はないと考えているとのことであった。
- ・ 職員の関与のおそれがある場合の事情聴取については、談合情報等対応マニュアルに基づき、個別事案ごとに公正入札調査委員会の審議により、判断されるものと考えているとのことであった。

(北陸地方整備局)

- ・ 本局では、コンプライアンス推進本部会議への事務所長等の参画、四半期ごとの取組状況報告を通じ推進状況を把握しているが、状況に応じ、推進本部会議において助言、意見等指導しており、その都度、全事務所等で情報共有を図っているとのことであった。

また、事務所等では、コンプライアンス・ミーティング（テーマ：発注者綱紀保持等）を規模に応じた組織単位で行うことや外部講師の講習会を近隣事務所と共催するなどの工夫をしているとのことであった。

なお、現在、特に問題はないものの、マナー化や形骸化、コンプライアンスの過剰意識での萎縮がないようにする工夫に苦慮しているとのことであった。

- ・ コンプライアンス研修用DVD「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス～入札談合等関与行為をなくすために～」(本省作成、平成26年3月完成)については、事務所等に当該DVDを配布し、コンプライアンス推進責任者(事務所長等)、コンプライアンス指導員(副所長等)の行う講習会等での活用を指導しているとのことであった。

なお、研修や本局職員が事務所等で行う出前講座においても活用しており、職員からはコンプライアンスの重要性の認識に役立ったと声も多くあったとのことであった。

- ・ コンプライアンス意識の醸成に当たっては、最近の事案、話題となった事案を中心に取り上げているが、自分の組織ではどうなのか考える事例として、管内で発生した不祥事事案に対する職員の関心も高いので、(例：鉄道運輸機構職員による北陸新幹線融雪設備工事官製談合)今後とも取り上げて行きたいと考えているとのことであった。
- ・ 本局では、事務所等に対して、入札談合に関する情報等について、適正に処理が行われるよう指導し、事務所はそれらに従い以下のとおり処理を行っているとのことであった。

○談合情報の有無について

入札談合に関する情報(新聞等報道含む)に接した職員は直ちに局長若しくは事務所長及び、公正入札調査委員会事務局へ報告することとしている。

○談合疑義事実の有無について

談合疑義事実の有無については、その判断基準が概ね定量化されており、事務所はそれらに従い事務局に報告を行っている。

- ・ 平均落札率の傾向などの応札状況の分析については、事務所から報告のあった案件のうち一般土木工事に該当するものに関して行っている。全事務所の分析を行っているが、結果について指導を行うということまではしていない。
- ・ 本局では、発注者支援業務について、①積算技術業務は、工事発注図面及び数量総括表の作成、積算資料作成、積算システムへの積算データ入力等、積算のた

めに必要な業務を行い、②技術審査業務は、入札公告文(案)等の作成、競争参加資格確認申請書等の分析・整理等、発注手続に必要な業務を行うもので、各々、共通仕様書第2002条、第3002条に業務内容を定めているとのことであった。

また、発注者支援業務の委託先における情報管理については、業務計画書記載者の秘密保持、情報アクセス制限・パスワード管理等、共通仕様書第1017条に守秘義務を定めているとのことであった。

なお、積算補助業務と技術審査業務とを同一の会社等が受注した場合でも、各業務内容や守秘義務規程の内容から、現状以上の分離体制の確保の必要性については感じていないとのことであった。

- ・ 公正入札調査委員会への付議を検討すべき疑義案件の選定に関する基準の設定については、北陸地方整備局公正入札調査委員会において、北陸地方整備局入札監視委員会（外部有識者：大学教授等5名）の議を経て、平成22年11月5日に制定した後、平成26年3月12日にその見直しを行ったとのことであった。
- ・ 関係職員から事情聴取を行う場合に検討することとされている「職員による関与のおそれ」の有無については、明文の基準はないが、入札時に提出が義務づけられている工事費内訳書の各項目において、官積算との一致がある場合は、歩掛かり、単価が公表等されているものかなど不自然な点がないかを確認し、判断しているとのことであった。

#### （中部地方整備局）

- ・ 本局では、コンプライアンス推進計画に基づく具体的実施事項の予定を年度当初に事務所に周知し、円滑な実施を図るとともに、推進本部会議において、コンプライアンス推進責任者である事務所長から、推進状況について報告を受けているとのことであった。また、その報告に当たっては、実施した事項のみならず、職員、組織を守る事務所のトップである事務所長のコンプライアンスに対する考え方、及びその考え方を実行するための具体的な取組等について報告させるようにしているとのことであった。

また、事務所では、副所長を中心として独自の工夫を行っており、例えば、発生した不祥事事例について職員へ情報提供を行い、意識の啓発を行う等、コンプライアンスの推進に積極的に取り組んでおり、特段の問題点はないとのことであった。ただし、沼津河川国道事務所における副所長室の相部屋化状況については、現在、副所長室間に「のれん」がかけられていることを承知しており、事務所に対しては当該「のれん」の撤去を指導していくとのことであった。

なお、平成26年に本省大臣官房地方課が作成したコンプライアンス研修用DVDについては、建設及び港湾ともに、出前講座などを通じて活用しているとの



ことであった。また、東京都が作成したコンプライアンスDVDも活用しているとのことであった。

- ・ 事務所等における平均落札率の傾向や談合情報等の有無などに着目した指導等については、建設では、本局において、事務所の一般土木工事C等級における平均落札率の傾向を分析し、公表以前の過去の事務所別応札状況も把握しており、平成26年度からは事務所への情報提供を行っているとのことであった。

また、談合疑義案件については本局に速やかに報告するよう指導しており、談合情報により事情聴取等の調査を実施した事務所については、調査の結果を踏まえ、適宜、今後の発注における工事規模、地域要件などについて指導を行っているとのことであった。

港湾では、談合情報等、談合疑義についての該当案件はないが、入札結果速報に基づき本局において事務所の港湾土木工事B等級における落札率、応札状況及び過去の応札状況を踏まえた分析し、その情報を港湾空港部長において把握できるようにしているとのことであった。なお、事務所においても平均落札率や応札状況を注視するように指導しているとのことであった。

- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理については、「発注者支援業務共通仕様書」において、その対策を厳格に規定してアクセス制限・パスワード管理、個人情報の取扱、組織的対策等を実施するとともに、守秘義務及び行政情報流出防止対策についても規定しているとのことであった。

積算補助業務と技術審査業務が同一の会社等が受注した場合についても、受注者は業務で知り得た内容の守秘義務、社員等に対する流出防止対策の徹底等を実施しており、引き続き適切に対応していきたいと考えているとのことであった。

- ・ 公正入札調査委員会への付議を検討すべき疑義案件の選定に関する基準については、建設において、平成22年12月6日に同基準を新たに策定した後、平成26年3月4日に改正を行ったとのことであった。

港湾においては、平成22年12月24日に同基準を策定し、平成26年12月9日に見直しを行ったとのことであった。公正入札調査委員会においては、ここ5年間ほど、談合疑義事実の該当性判断を行う機会はなかったが、判断の流れは建設と同様であるとのことであった。

また、公正入札調査委員会への付議を検討すべき疑義案件の選定に関する基準の見直しについては、建設及び港湾ともに、本省通知を受けて改正を行っており、中部独自での見直しは行っていないとのことであった。

なお、沼津河川国道事務所において、近年、平均落札率が高い傾向にあることについては、同事務所が行っている砂防事業・海岸事業・道路事業等の範囲には入札参加業者が少なく、それが競争性に影響を与えているのではないかと考えているとのことであった。

- ・ 職員の関与のおそれがある場合の事情聴取については、秘密情報の漏洩などで職員の関与が疑われるとの情報を確認した場合、発注者綱紀保持マニュアルに基づき、事情聴取を含め事実確認に必要な調査を行うこととしているが、ここ2年間はそのような事案がなかったとのことであった。

#### (近畿地方整備局)

- ・ 本局では、事務所等におけるコンプライアンスの推進状況について、一般監査において、事務所長及び副所長に対し、コンプライアンス推進計画の取組状況、事業者との接触・対応状況、情報管理の状況について個別ヒアリングを行い確認しているとのことであった。なお、一般監査で事務所の工夫や取組を推奨事例として他の事務所に紹介をしており、今年度の監査において「事務所版コンプラ情報」や「スマホ版コンプライアンス等携帯シート」を活用しコンプライアンスの推進を図っている事例を紹介しているとのことであった。

一般監査以外では、適正業務管理官において、推進本部の所掌事務を補佐するコンプライアンス推進室員が連携して、全ての事務所を巡回し、コンプライアンス推進責任者及び事務所コンプライアンス・チームメンバーと情報共有を図るとともに、意見交換を行っているとのことであった。なお、事務所においては、コンプライアンス・ミーティングの実施に当たって、事務系職員と技術系職員との意見、対応の違いがあることから、例えば、総務課と工務課が合同でミーティングを実施するなどにより、議論の活性化を図っているとのことであった。

他方で、自らの仕事に誇りをもつことがコンプライアンスの意識向上に役立つとの考えから、工事見学会などの対外的活動を行い、地域住民に事業を理解してもらうことを推奨、さらに、地元市長から事務所事業が地域にとっていかに重要であるかの講話を頂き、自らの仕事の重要性を認識するなど職員のモチベーションのアップに繋がる取組をしているとのことであった。

- ・ 近畿地方整備局管内では、平成26年度において、全事務所の事務所長、副所長、総務課長等が、コンプライアンス研修用DVD「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス～入札談合等関与行為をなくすために～」(本省作成、平成26年3月完成)を、原則全員視聴し、意見交換を行ったとのことであった。なお、事務所長等に異動があった場合には、改めて当該DVDを視聴するよう指導しているとのことであった。

また、近畿地方整備局が実施する研修では、原則全てのカリキュラムでコンプライアンス講義を実施し、その中で当該DVDを視聴して、入札談合に関する知識の向上を図るとともに、入札談合の影響についても意見交換しているとのことであった。

- ・ 近畿地方整備局では、和歌山河川国道事務所における予算の不適正な事務処理

事案を基に「コンプライアンストレーニング」を実施し、再発防止策等の既定のルールが実践されているかの診断及び職場運営のあり方についての啓発指導を行い、再発防止策の取組等を風化させることのないように、組織の健康づくりに向けた取組を引き続き実施しているとのことであった。

- ・ 本局では、事務所等における平均落札率の傾向や談合情報等の有無などに着目し、競争性を高めるため、入札参加者数を増やす工夫として参加要件の緩和など行うよう指導しているとのことであった。具体的には、実績要件について、「企業チャレンジ評価型」という仕組みを導入し、府県・政令市の実績のみしか有していない優良な企業にも国交省への入札参加を促しており、実際に今年度は企業チャレンジ評価型により新規参入業者が1件落札しているとのことであった。
- ・ 本局では、発注者支援業務の委託先における情報管理については、『発注者支援業務共通仕様書（案）』において、以下のとおり規定しているとのことであった。
  - ①第1017条（守秘義務）において、業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とすること。
  - ②第1018条（情報セキュリティにかかる事項）において、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならないこと。
  - ③第1030条（行政情報流出防止対策の強化）において、業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとらなければならないこと。  
また、積算補助業務と技術審査業務とを同一の会社等が受注した場合における両業務の分離体制の確保の必要性についても、「発注者支援業務共通仕様書（案）」第1030条において、行政情報流出防止対策を強化しているところ、現に問題も発生していないため、特に所見はないとのことであった。
- ・ 公正入札調査委員会への付議を検討すべき疑義案件の選定に関する基準については、現時点では、見直しの必要性はないと考えているとのことであった。  
なお、入札談合に関する疑義事実の該当性判断に当たっては、平成26年度以降、事務所からの情報提供を受けた上で、まずは本局の公正入札調査委員会事務局で判断するという運用をしているとのことであった。
- ・ 職員の関与のおそれがある場合の事情聴取については、談合情報対応マニュアルに基づき、個別事案ごとに公正入札調査委員会の審議により、判断されるものと考えているとのことであった。

#### （中国地方整備局）

- ・ コンプライアンスの推進に関する取組状況は、次のとおりということであった。
  - ① コンプライアンス推進計画及び本部長指示を定め、その着実で確実な実施を

基軸とした取組を事務所等に指導している。本局でコンプライアンス推進本部会議を開催し、事務所長から取組状況について報告を受け、助言や指導を行っている。また、身近なテーマを選定したコンプライアンス・ミーティングの実施や事務所独自テーマによるミーティングの実施、及び全事務所を対象とした適正業務管理官による出前講座を実施する等して意識の醸成に努めている。このとき、過去の全事務所の独自テーマを水平展開して、その選定に当たって参考とさせている。加えて、事務所における取組の一助となるよう、年度当初に参考資料を送付したり、不祥事案を定期的に発信する等している。

- ② 職員研修の重点事項にコンプライアンスの徹底を定め、その講義においては、階層に応じた身近なテーマ設定によるミーティングを取り入れて、職員ひとり一人が考え、活発な意見交換を通して意識の向上を図っている。
  - ③ 年4回実施するコンプライアンス・ミーティングにおいては、全職員が参加し、ひとり一人が考え、発言し、意見交換することを指導し、これを実践して積み重ねていくことが、意識の向上に繋がっている。さらに、事務所においてコンプライアンス推進の中心的・実務的な役割を担う者（副所長、課長等）を育成するための研修等を実施して、出前講座の未受講者に対するフォローアップ等ができるよう指導している。
  - ④ 一般監査において、主任監査官が事務所長及び副所長に対し、個別にコンプライアンス推進計画の取組状況、事業者との接触や対応状況、情報管理の徹底等について個別にヒアリングを行い確認している。
  - ⑤ 各地区の実状に応じた外部講師（弁護士、マスコミ、公正取引委員会）を選定してコンプライアンス講習会を開催している。また、年4回のうち2回は本局が、残り2回は事務所が、それぞれ主体的にテーマを選定して、より身近な事例を活用するなどしてコンプライアンス・ミーティングを完全に手作りで実施している。テーマの選定は、ストーリーの不自然さや指導すべきポイントの抜けがないように注意しているが、所属職員が自分自身の問題として考えられたことが奏功して参加率は高く、積極的な発言が見られ、アンケートでも高評価を得ている。こうした取組は、コンプライアンス意識の醸成に寄与しているものと考える。
- ・ 本局においては、コンプライアンス研修用DVD「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス～入札談合等関与行為をなくすために～」を活用した研修等については、平成26年度は、全職員を対象とした出前講座において、同DVDを視聴させた上で、DVDのコピーを全事務所へ配布したとのことであった。平成27年度は、新規採用職員を対象とした研修において、同DVDを視聴する講義を実施したとのことであった。
  - ・ 中国地方整備局管内において過去に発生した不祥事案（例：会計事務の不適

切処理)については、風化させぬよう、出前講座や各種研修において事例紹介等を行い、繰り返し注意喚起して、意識の保持に努めているとのことであった。

- 本局では、事務所等における平均落札率の傾向や談合情報等の有無などに着目した指導等について、昨年の下半期から、契約課において、事務所ごと、工事種別ごとに落札率、入札参加者数、業者別受注実績、談合疑義事実の確認基準による分析を行い相関性や特異性を確認しているが、現在まで特に関連性等は見受けられないとのことであった。

今後はこの結果を事務所に提供し、活用してもらうよう考えているとのことであった。

- 本局では、発注者支援業務の委託先における情報管理の徹底や、積算補助業務と技術審査業務とを同一の会社等が受注した場合における両業務の分離体制の確保については、積算補助業務及び技術審査業務ともに持ち帰り方式となっているが、守秘義務として「共通仕様書」に明記しているところであり、両業務の分離体制は確保されているものと理解しているとのことであった。
- 公正入札調査委員会への付議を検討すべき疑義案件の選定に関する基準については、平成22年12月1日に定めており、その後、平成26年3月27日に一部改正を行っているとのことであった。
- 職員の関与のおそれがある場合の事情聴取については、談合情報対応マニュアルに基づき、個別案件ごとに公正入札調査委員会の審議により判断されるものと考えているとのことであった。

(参考)

高知県内における入札談合事案に関する  
調査報告書(抄)

平成25年3月14日

国土交通省

## 第6章 再発防止対策

国土交通省としては、今回の事案を、単に一整備局の一部の事務所の起こした不祥事、あるいは高知県の一部の建設業者が引き起こした問題として矮小化することなく、全職員が自らの問題として捉えた上で、組織全体で、再発を確実に防止するために効果的な措置を講ずる必要がある。

このため、第4章に述べた事象の要因・背景を踏まえ、入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていく措置が必要である。また、併せて、第5章で述べたとおり、本件事案を踏まえた地方局全体の総点検とこれまでの談合事件等の不正事案を契機として講じてきた再発防止対策の効果の検証を踏まえ、以下の再発防止対策を講ずることとする。

### 1 コンプライアンス推進の強化

#### (1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置

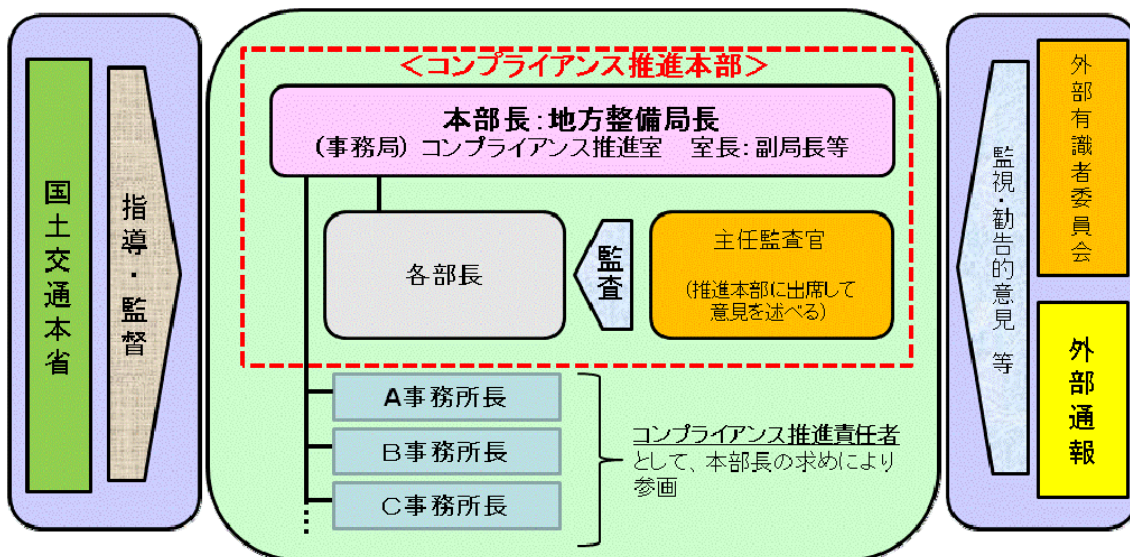
地方整備局長を本部長とするコンプライアンスに関する事項を審議・推進する機関を設置し、コンプライアンス・内部統制を強化するための年度推進計画の策定、推進状況の点検・分析及びその結果を取り組みに反映させることによる継続的な改善を図るものとする。

このため、コンプライアンス推進本部は、地方局幹部が行う日々の業務管理の一環として、毎月1回以上開催し、これに参画させる事務所所長が行うコンプライアンスの推進状況の報告を受け、再発防止対策等の取組について検証・指導・改善を行うものとする。

また、コンプライアンス推進本部の活動を補佐し、コンプライアンス・内部統制業務を推進するための体制の整備（コンプライアンス推進室、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置）を行う。

#### (2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会の設置

さらに、地方整備局ごとに外部有識者で構成する委員会を設置し、業務運営についての意見を反映させて改善を図るものとする。



### (3) 違法性の認識に関する研修徹底

今回関与した副所長は、入札関連情報の漏洩について、守秘義務違反として違法性の認識はあったものの、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識が薄く、人事処分の重さ、刑事罰の対象となり得ること、共同不法行為としての損害賠償請求対象となること等の認識が希薄だったと言わざるを得ない。また、研修等を受講していても「身近な話と思わなかった」などその効果が浸透していなかった面がある。

今後の研修の内容については、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させることが必要である。

また、研修の手法についても、一方的な講義方式ではなく、今回の事例を含む具体事例を基にしながら、自分の身近な問題として研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる必要がある。

さらに、各地方局の研修と国土交通大学校の研修を有機的に連携させることにより、研修対象定員を増やし、また、一人の職員が何年か毎に繰り返し倫理研修を受けるような体制を作り、年月の経過とともに違法性の認識が希薄にならないようにする必要がある。

### (4) 意識改革に向けた取組

今回関与した副所長は、前任者の情報漏洩を指摘できないばかりか、自らも同様の情報漏洩を引き受け、違法行為をかばい合うという結果に陥ってい



たと指摘せざるをえない。このことを踏まえ、副所長の「業界対応窓口」としての役割の見直し（発注者綱紀保持規程においては、所長が責任者であり、所長ほか組織としての対応の一環であるべき）、業者との接触ルールの明確化・徹底、部門別の人事配置について専門性を踏まえつつできるだけ柔軟にするとともに、所長及び副所長その他相談を受ける本局の幹部職員を対象にした研修、地方局幹部による事務所等の現場職員との率直なコミュニケーションの機会の増加等を通じて、今回の事案の発生の背景・原因を踏まえた抜本的な意識改革を行うことが必要である。また、副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにするなど「目に見える形」で職場環境の改善を実施するものとする。

#### (5) 不当な働きかけに対する報告の徹底

入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていくことが必要不可欠である。

このため、入札契約に関する業務について事業者等から不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び組織管理の責任者である局長への報告を義務づけるものとする。

また、職員が組織内の不正行為に気付いた場合においても、同様に、直属の上司及び局長への報告を義務づけるものとする。

このことを徹底させるため、地方局の局長自らが管下の全職員に呼びかけるものとする。

#### (6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

今回の事案に関与した副所長は、入札談合等関与行為に関与するほか、国家公務員倫理規程に違反する疑いのある事案に関与していたことを踏まえ、今後、地方整備局幹部については、人事評価の活用等により、任用前にその適格性をこれまで以上に厳正に評価する。

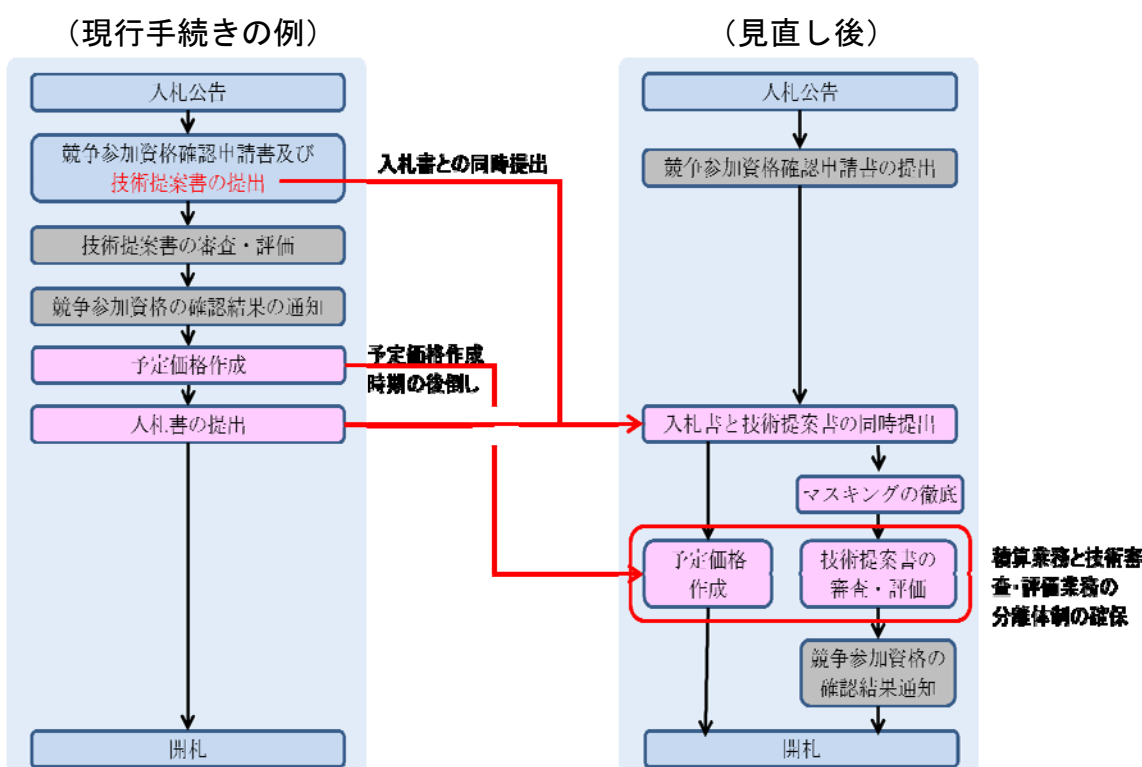
## 2 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

### (1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し

予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。

また、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。

技術提案書における業者名のマスキングについては、これまでも実施されてきたところであるが、今回の入札書と技術提案の同時提出、情報管理の徹底等不正が発生しにくい制度への見直しに取り組む中で、企業名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証していく必要がある。



## (2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用

談合業者に係る総合評価落札方式における評価については、談合により受注した工事に係る施工実績、工事成績及び優良表彰は、加点の対象としないものとする。

なお、他の発注機関が発注した工事に係る談合についても同様の扱いとし、公正取引委員会等に情報提供の協力を求めつつ、厳正な運用に努めるものとする。

## (3) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名など

の機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行うものとする。

また、機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図るものとする。

### 3 ペナルティの強化

#### (1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

談合業者のうち首謀者に対する違約金については、現行では、WTO対象工事で、かつ、刑が確定した判決において首謀者であることが明らかとされている者について、請負代金額の10%を15%に引き上げているところであるが、今回の事案にかんがみ、当該違約金引き上げの対象者をWTO対象工事であるか否かを問わないこととし、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大するものとする。

#### (2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行っていたことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表するものとする。

### 4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

#### (1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

地方整備局長をトップとするコンプライアンス推進本部によるモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取り組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図るものとする。

また、コンプライアンス推進本部は、年度推進計画の実施状況について本省に報告するものとし、本省は、このうち再発防止対策の実施状況及び(3)の本省特別監察の実施状況について公正入札調査会議に報告するものとする。

#### (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するな

ど透明化・情報公開を強化するものとする。

- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合の公表

### (3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

### (4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

本省は、地方整備局等の発注案件に関し、今回の事案のように悪質な談合等不正行為が行われている疑いがあり、かつ、社会的な影響が大きいと考えられるものについて、公正入札調査会議に報告するものとする。公正入札調査会議は、当該報告について調査審議の結果、重大な疑義があると認めるときは、地方整備局長等に対し、以下の措置を一定期間講ずるよう求めるものとする。

- ・事業者に対し、談合・不正のないことを誓約する旨の書面の提出を求めること
- ・応札可能な事業者の範囲の拡大その他実質的な競争性を高め、談合等を行いにくい競争環境を整備するために当該地方整備局等において適当と認める対策を実施すること

## 5 再就職の自粛要請

今回の談合事件で国土交通省直轄の土木工事発注に関与した企業や今後同様な事件が生じた場合にそれに関与した企業については、当該企業においてコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず、退職者及び当該企業の理解を得て、国土交通省退職者の就職について自粛を要請する。

## 6 再発防止対策の周知

今回講ずる再発防止対策の実効性を高めるため、地域の建設業者を含む関係方面に対して、対策の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるものとする。

## 7 その他

談合をはじめとする違法行為等を根絶することと併せて、発注者として、良質な社会資本の整備及び維持管理を行うために、建設企業の適正な価格での工事受注及び公共工事の品質のさらなる確保・向上を図る観点から、適正な競争環境を確保するなどの入札契約制度の見直しを含む建設生産システム全体の抜本的な見直しを進めていく。

また、地域の建設産業に関しては、厳しい経営環境の中で将来的にも地域を支え得る足腰の強い産業として構築していくことが重要な課題であり、公共工事の入札制度における適正な競争環境の整備や、将来にわたり地域の維持をはじめとした業務を行う施工技術のある建設業者とその担い手の確保・育成支援について、引き続き取組を進める。